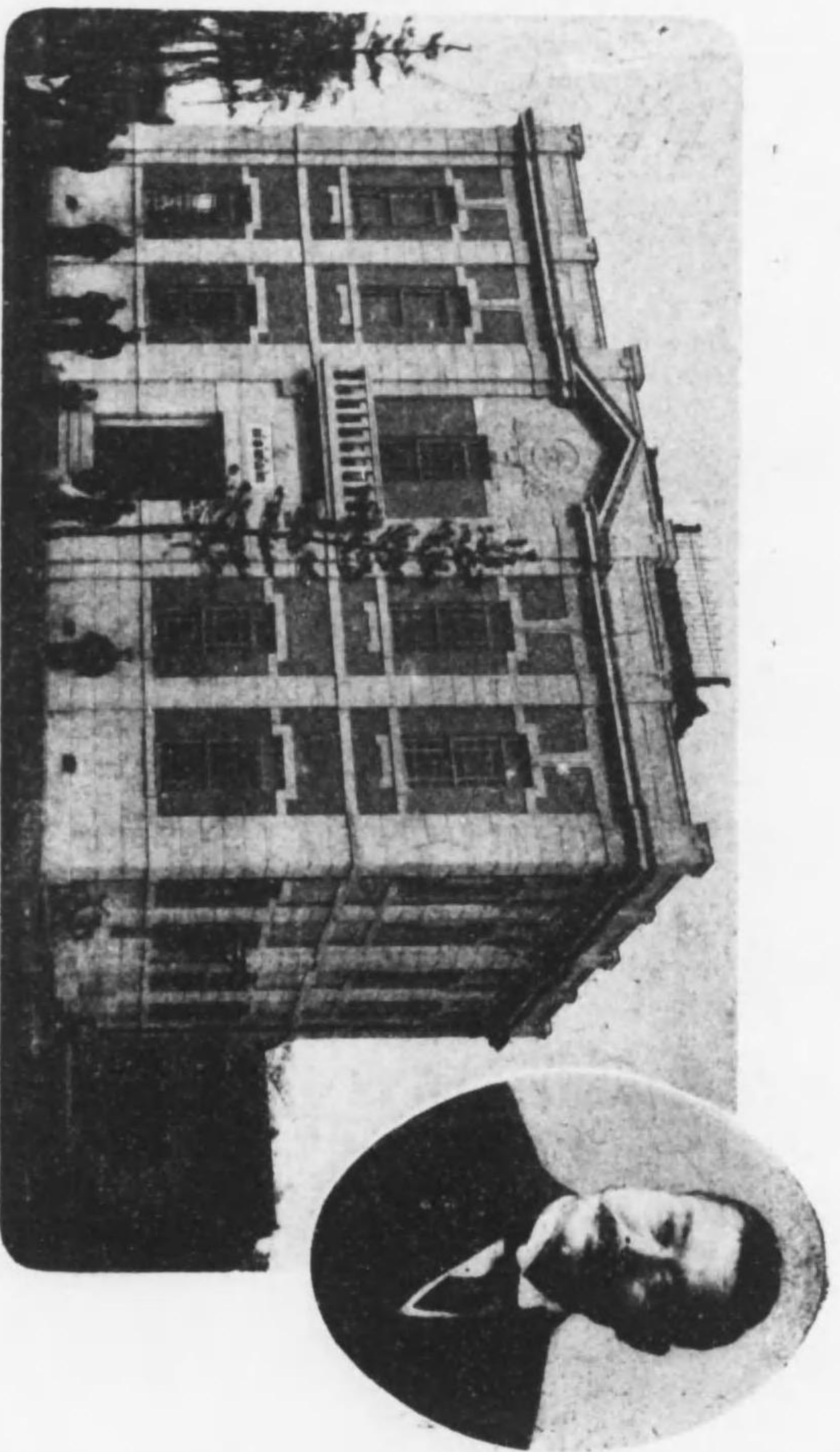


市立岡山圖書館要覽



始



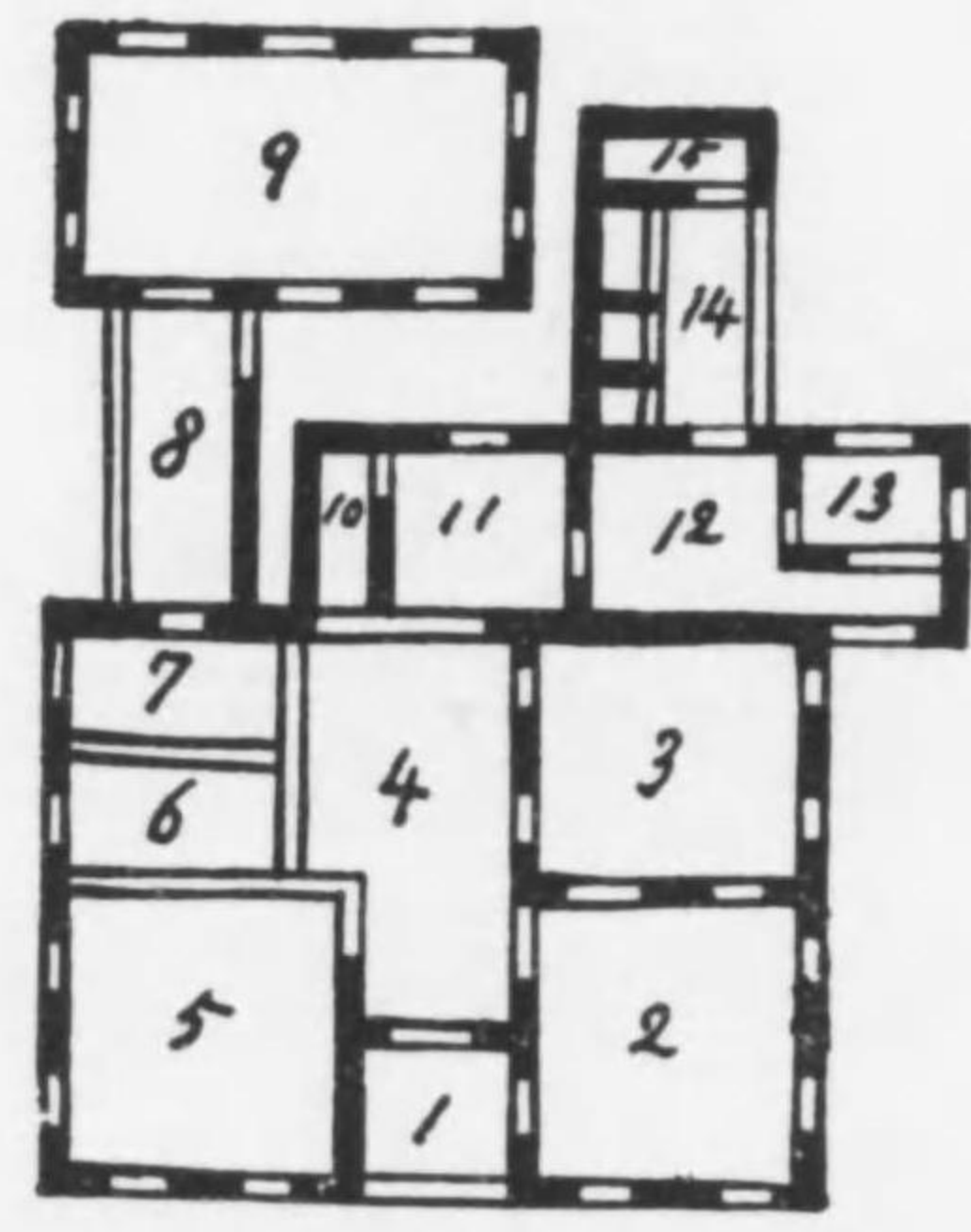


景全館本と氏郎三唯本山者設創

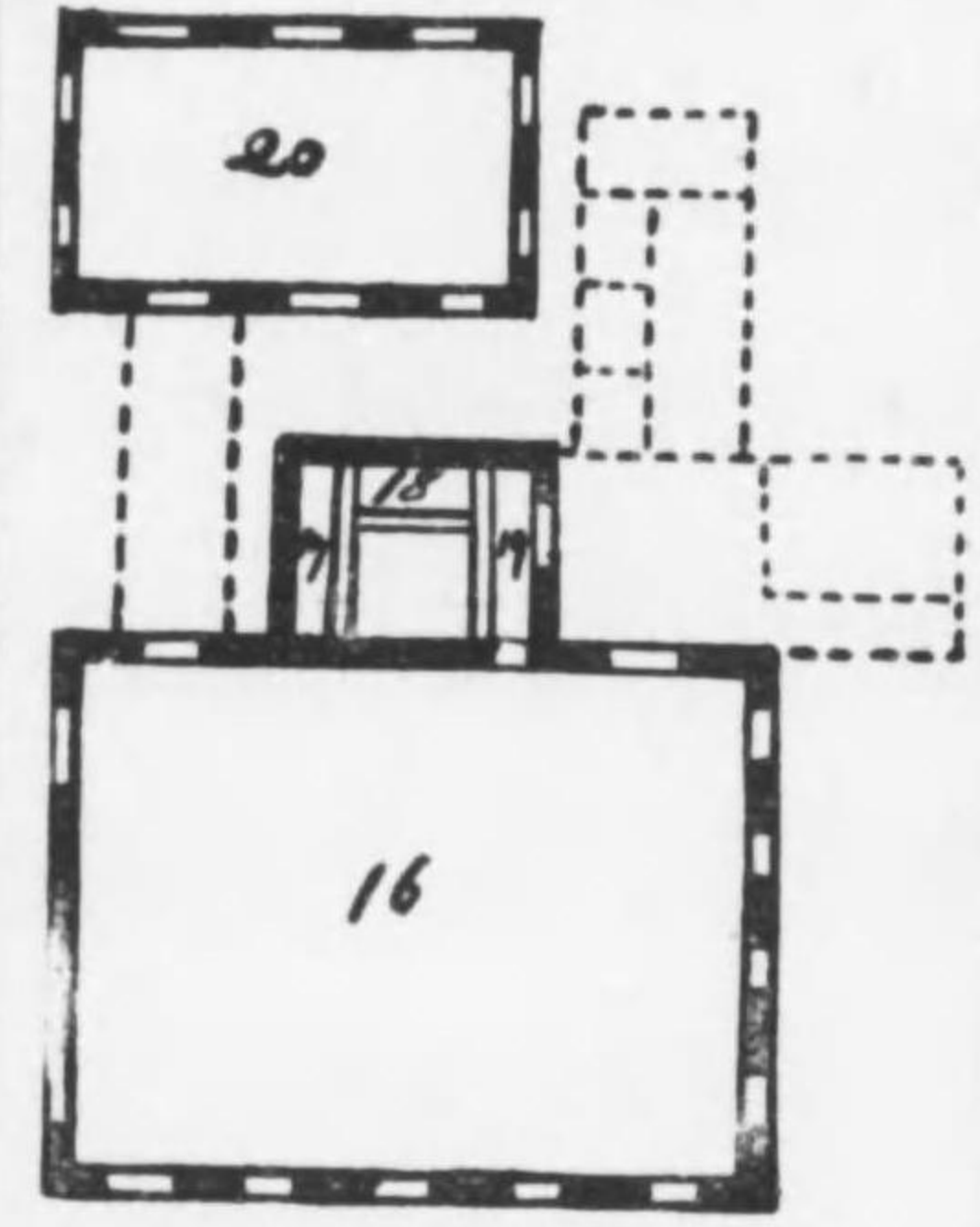


市立岡山圖書館配置圖

(下階)



(上階)



10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
階	書	裝	圖	目	兒	新	婦	事	支
		釘	書	錄	童	聞	人	務	
段	庫	室	室	室	室	室	室	室	關
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
書	廊	階	階	普	物	便	小	昇	喫
			通	閱			使	降	烟
			覽	室	置	所	室	口	室
庫	下	段	段	室	置	所	室	口	室

278-83



# 市立岡山圖書館要覽目次

本館創設者  
故山本唯三郎氏傳

第一章	沿	第一	設立	由來	一
	第二	開館	以前	二	二
	第三	開館	以後	三	三
第二章	設	第一	館址	六	六
	第二	館址	圖書	九	九
	第三	館址	圖書	九	九
	第四	館址	圖書	九	九
	第五	館址	圖書	九	九
	第六	館址	圖書	九	九
第三章	組	第一	圖書	三	三
	第二	圖書	圖書	三	三
	第三	圖書	圖書	三	三
	第四	圖書	圖書	三	三
	第五	圖書	圖書	三	三
	第六	圖書	圖書	三	三
	第七	圖書	圖書	三	三
	第八	圖書	圖書	三	三
	第九	圖書	圖書	三	三
	第十	圖書	圖書	三	三
	第十一	圖書	圖書	三	三
	第十二	圖書	圖書	三	三
	第十三	圖書	圖書	三	三
	第十四	圖書	圖書	三	三
	第十五	圖書	圖書	三	三
	第十六	圖書	圖書	三	三
	第十七	圖書	圖書	三	三
	第十八	圖書	圖書	三	三
	第十九	圖書	圖書	三	三
	第二十	圖書	圖書	三	三
	第二十一	圖書	圖書	三	三
	第二十二	圖書	圖書	三	三
	第二十三	圖書	圖書	三	三
	第二十四	圖書	圖書	三	三
	第二十五	圖書	圖書	三	三
	第二十六	圖書	圖書	三	三
	第二十七	圖書	圖書	三	三
	第二十八	圖書	圖書	三	三
	第二十九	圖書	圖書	三	三
	第三十	圖書	圖書	三	三
	第三十一	圖書	圖書	三	三
	第三十二	圖書	圖書	三	三
	第三十三	圖書	圖書	三	三
	第三十四	圖書	圖書	三	三
	第三十五	圖書	圖書	三	三
	第三十六	圖書	圖書	三	三
	第三十七	圖書	圖書	三	三
	第三十八	圖書	圖書	三	三
	第三十九	圖書	圖書	三	三
	第四十	圖書	圖書	三	三
	第四十一	圖書	圖書	三	三
	第四十二	圖書	圖書	三	三
	第四十三	圖書	圖書	三	三
	第四十四	圖書	圖書	三	三
	第四十五	圖書	圖書	三	三
	第四十六	圖書	圖書	三	三
	第四十七	圖書	圖書	三	三
	第四十八	圖書	圖書	三	三
	第四十九	圖書	圖書	三	三
	第五十	圖書	圖書	三	三
	第五十一	圖書	圖書	三	三
	第五十二	圖書	圖書	三	三
	第五十三	圖書	圖書	三	三
	第五十四	圖書	圖書	三	三
	第五十五	圖書	圖書	三	三
	第五十六	圖書	圖書	三	三
	第五十七	圖書	圖書	三	三
	第五十八	圖書	圖書	三	三
	第五十九	圖書	圖書	三	三
	第六十	圖書	圖書	三	三
	第六十一	圖書	圖書	三	三
	第六十二	圖書	圖書	三	三
	第六十三	圖書	圖書	三	三
	第六十四	圖書	圖書	三	三
	第六十五	圖書	圖書	三	三
	第六十六	圖書	圖書	三	三
	第六十七	圖書	圖書	三	三
	第六十八	圖書	圖書	三	三
	第六十九	圖書	圖書	三	三
	第七十	圖書	圖書	三	三
	第七十一	圖書	圖書	三	三
	第七十二	圖書	圖書	三	三
	第七十三	圖書	圖書	三	三
	第七十四	圖書	圖書	三	三
	第七十五	圖書	圖書	三	三
	第七十六	圖書	圖書	三	三
	第七十七	圖書	圖書	三	三
	第七十八	圖書	圖書	三	三
	第七十九	圖書	圖書	三	三
	第八十	圖書	圖書	三	三
	第八十一	圖書	圖書	三	三
	第八十二	圖書	圖書	三	三
	第八十三	圖書	圖書	三	三
	第八十四	圖書	圖書	三	三
	第八十五	圖書	圖書	三	三
	第八十六	圖書	圖書	三	三
	第八十七	圖書	圖書	三	三
	第八十八	圖書	圖書	三	三
	第八十九	圖書	圖書	三	三
	第九十	圖書	圖書	三	三
	第九十一	圖書	圖書	三	三
	第九十二	圖書	圖書	三	三
	第九十三	圖書	圖書	三	三
	第九十四	圖書	圖書	三	三
	第九十五	圖書	圖書	三	三
	第九十六	圖書	圖書	三	三
	第九十七	圖書	圖書	三	三
	第九十八	圖書	圖書	三	三
	第九十九	圖書	圖書	三	三
	第一百	圖書	圖書	三	三





第四章

第一	職員事務規程	元
第二	岡山婦人讀書會規則	元
第三	職員費	元
第四	特別規程	元
第五	岡山婦人讀書會規則	元
第六	職員費	元
第七	特別規程	元
第八	岡山婦人讀書會規則	元
第九	職員費	元
第十	特別規程	元
第十一	岡山婦人讀書會規則	元
第十二	職員費	元
第十三	特別規程	元
第十四	岡山婦人讀書會規則	元
第十五	職員費	元
第十六	特別規程	元
第十七	岡山婦人讀書會規則	元
第十八	職員費	元
第十九	特別規程	元
第二十	岡山婦人讀書會規則	元
第二十一	職員費	元
第二十二	特別規程	元
第二十三	岡山婦人讀書會規則	元
第二十四	職員費	元
第二十五	特別規程	元
第二十六	岡山婦人讀書會規則	元
第二十七	職員費	元
第二十八	特別規程	元
第二十九	岡山婦人讀書會規則	元
第三十	職員費	元
第三十一	特別規程	元
第三十二	岡山婦人讀書會規則	元
第三十三	職員費	元
第三十四	特別規程	元
第三十五	岡山婦人讀書會規則	元
第三十六	職員費	元
第三十七	特別規程	元
第三十八	岡山婦人讀書會規則	元
第三十九	職員費	元
第四十	特別規程	元
第四十一	岡山婦人讀書會規則	元
第四十二	職員費	元
第四十三	特別規程	元
第四十四	岡山婦人讀書會規則	元
第四十五	職員費	元
第四十六	特別規程	元
第四十七	岡山婦人讀書會規則	元
第四十八	職員費	元
第四十九	特別規程	元
第五十	岡山婦人讀書會規則	元
第五十一	職員費	元
第五十二	特別規程	元
第五十三	岡山婦人讀書會規則	元
第五十四	職員費	元
第五十五	特別規程	元
第五十六	岡山婦人讀書會規則	元
第五十七	職員費	元
第五十八	特別規程	元
第五十九	岡山婦人讀書會規則	元
第六十	職員費	元
第六十一	特別規程	元
第六十二	岡山婦人讀書會規則	元
第六十三	職員費	元
第六十四	特別規程	元
第六十五	岡山婦人讀書會規則	元
第六十六	職員費	元
第六十七	特別規程	元
第六十八	岡山婦人讀書會規則	元
第六十九	職員費	元
第七十	特別規程	元
第七十一	岡山婦人讀書會規則	元
第七十二	職員費	元
第七十三	特別規程	元
第七十四	岡山婦人讀書會規則	元
第七十五	職員費	元
第七十六	特別規程	元
第七十七	岡山婦人讀書會規則	元
第七十八	職員費	元
第七十九	特別規程	元
第八十	岡山婦人讀書會規則	元
第八十一	職員費	元
第八十二	特別規程	元
第八十三	岡山婦人讀書會規則	元
第八十四	職員費	元
第八十五	特別規程	元
第八十六	岡山婦人讀書會規則	元
第八十七	職員費	元
第八十八	特別規程	元
第八十九	岡山婦人讀書會規則	元
第九十	職員費	元
第九十一	特別規程	元
第九十二	岡山婦人讀書會規則	元
第九十三	職員費	元
第九十四	特別規程	元
第九十五	岡山婦人讀書會規則	元
第九十六	職員費	元
第九十七	特別規程	元
第九十八	岡山婦人讀書會規則	元
第九十九	職員費	元
第一百	特別規程	元

第五章

第一	事業成績	元
第二	館内閲覧状況	元
第三	館外閲覧状況	元
第四	各年度閲覧人員	元
第五	各年度閲覧圖書冊數	元
第六	個人貸出	元
第七	團體貸出	元
第八	個人貸出	元
第九	團體貸出	元
第十	個人貸出	元
第十一	團體貸出	元
第十二	個人貸出	元
第十三	團體貸出	元
第十四	個人貸出	元
第十五	團體貸出	元
第十六	個人貸出	元
第十七	團體貸出	元
第十八	個人貸出	元
第十九	團體貸出	元
第二十	個人貸出	元
第二十一	團體貸出	元
第二十二	個人貸出	元
第二十三	團體貸出	元
第二十四	個人貸出	元
第二十五	團體貸出	元
第二十六	個人貸出	元
第二十七	團體貸出	元
第二十八	個人貸出	元
第二十九	團體貸出	元
第三十	個人貸出	元
第三十一	團體貸出	元
第三十二	個人貸出	元
第三十三	團體貸出	元
第三十四	個人貸出	元
第三十五	團體貸出	元
第三十六	個人貸出	元
第三十七	團體貸出	元
第三十八	個人貸出	元
第三十九	團體貸出	元
第四十	個人貸出	元
第四十一	團體貸出	元
第四十二	個人貸出	元
第四十三	團體貸出	元
第四十四	個人貸出	元
第四十五	團體貸出	元
第四十六	個人貸出	元
第四十七	團體貸出	元
第四十八	個人貸出	元
第四十九	團體貸出	元
第五十	個人貸出	元
第五十一	團體貸出	元
第五十二	個人貸出	元
第五十三	團體貸出	元
第五十四	個人貸出	元
第五十五	團體貸出	元
第五十六	個人貸出	元
第五十七	團體貸出	元
第五十八	個人貸出	元
第五十九	團體貸出	元
第六十	個人貸出	元
第六十一	團體貸出	元
第六十二	個人貸出	元
第六十三	團體貸出	元
第六十四	個人貸出	元
第六十五	團體貸出	元
第六十六	個人貸出	元
第六十七	團體貸出	元
第六十八	個人貸出	元
第六十九	團體貸出	元
第七十	個人貸出	元
第七十一	團體貸出	元
第七十二	個人貸出	元
第七十三	團體貸出	元
第七十四	個人貸出	元
第七十五	團體貸出	元
第七十六	個人貸出	元
第七十七	團體貸出	元
第七十八	個人貸出	元
第七十九	團體貸出	元
第八十	個人貸出	元
第八十一	團體貸出	元
第八十二	個人貸出	元
第八十三	團體貸出	元
第八十四	個人貸出	元
第八十五	團體貸出	元
第八十六	個人貸出	元
第八十七	團體貸出	元
第八十八	個人貸出	元
第八十九	團體貸出	元
第九十	個人貸出	元
第九十一	團體貸出	元
第九十二	個人貸出	元
第九十三	團體貸出	元
第九十四	個人貸出	元
第九十五	團體貸出	元
第九十六	個人貸出	元
第九十七	團體貸出	元
第九十八	個人貸出	元
第九十九	團體貸出	元
第一百	個人貸出	元

第六章

第一	雜	元
第二	寄附者芳名	元
第三	圖書令	元
第四	館令	元
第五	圖書令	元
第六	館令	元
第七	圖書令	元
第八	館令	元
第九	圖書令	元
第十	館令	元
第十一	圖書令	元
第十二	館令	元
第十三	圖書令	元
第十四	館令	元
第十五	圖書令	元
第十六	館令	元
第十七	圖書令	元
第十八	館令	元
第十九	圖書令	元
第二十	館令	元
第二十一	圖書令	元
第二十二	館令	元
第二十三	圖書令	元
第二十四	館令	元
第二十五	圖書令	元
第二十六	館令	元
第二十七	圖書令	元
第二十八	館令	元
第二十九	圖書令	元
第三十	館令	元
第三十一	圖書令	元
第三十二	館令	元
第三十三	圖書令	元
第三十四	館令	元
第三十五	圖書令	元
第三十六	館令	元
第三十七	圖書令	元
第三十八	館令	元
第三十九	圖書令	元
第四十	館令	元
第四十一	圖書令	元
第四十二	館令	元
第四十三	圖書令	元
第四十四	館令	元
第四十五	圖書令	元
第四十六	館令	元
第四十七	圖書令	元
第四十八	館令	元
第四十九	圖書令	元
第五十	館令	元
第五十一	圖書令	元
第五十二	館令	元
第五十三	圖書令	元
第五十四	館令	元
第五十五	圖書令	元
第五十六	館令	元
第五十七	圖書令	元
第五十八	館令	元
第五十九	圖書令	元
第六十	館令	元
第六十一	圖書令	元
第六十二	館令	元
第六十三	圖書令	元
第六十四	館令	元
第六十五	圖書令	元
第六十六	館令	元
第六十七	圖書令	元
第六十八	館令	元
第六十九	圖書令	元
第七十	館令	元
第七十一	圖書令	元
第七十二	館令	元
第七十三	圖書令	元
第七十四	館令	元
第七十五	圖書令	元
第七十六	館令	元
第七十七	圖書令	元
第七十八	館令	元
第七十九	圖書令	元
第八十	館令	元
第八十一	圖書令	元
第八十二	館令	元
第八十三	圖書令	元
第八十四	館令	元
第八十五	圖書令	元
第八十六	館令	元
第八十七	圖書令	元
第八十八	館令	元
第八十九	圖書令	元
第九十	館令	元
第九十一	圖書令	元
第九十二	館令	元
第九十三	圖書令	元
第九十四	館令	元
第九十五	圖書令	元
第九十六	館令	元
第九十七	圖書令	元
第九十八	館令	元
第九十九	圖書令	元
第一百	館令	元

本館創設者 故 山本唯三郎氏傳

故山本唯三郎氏は岡山縣久米郡鶴田村の人、青木要吉氏の令弟で、明治六年其の郷に呱呱を擧げた。資性剛毅にして膽力を有し、斷々乎として進取的氣象に富んでゐた。弱冠にして病弱、醫師も死を宣告する程であつたが、家貧にして藥餌に親しむことを得ず、只靜養これ努めてゐた。六歳の時小學校に入りたるも、在學僅かに二ケ年にして退學するの止むなきに至り、家にありて彫割りをなし生活の糧を得てゐた。後ち僅か九歳の母戀しき少年時代、大阪に出でて福音社の活版小僧となり、夜間は中之島の泰西學館に學び、英語を研究した。此の間氏が奉公人生活としての活躍振りは、實に目覺しく、奮勵努力、堅忍能く困苦に堪へ、華々として其の業に従事した。後令兄青木氏の補助により、閑谷齋に入り漢學を修むること一年、明治十四年轉じて京都同志社に入學したるも、在學二ケ年にして休學するの悲運に遭遇した。茲に志學の年を超ゆる僅かに二三の氏は、奮然決意する所ありて、單身北海道に向つた。其の目的は同地に農業を營み、これに依りて一家を扶養するの基礎を造らんとする強固なる決心であつたが、弱冠にして單身、頼るべき所なく、且つ何等の資金をも有せず、止むなく牛乳配達夫となり、札幌農學校に入學した。北海の天地、白皚々眼底一青だも映せざる吹雪の中、寒氣凜烈、膚を劈ざく其の脅威、到底都人士の苦學の比ではない、氏の堅忍不拔の一大決心は、遂に氏に卒業の榮冠を與へ、明治二十八年學校を去ることとなつた。當時氏が苦心の餘、零碎の金六拾餘圓の貯蓄と、氏の堅忍不拔自助自營の大精神とは、遂に石狩河岸十萬坪の偉大なる一大開墾事業を成就せしむるに至つた。一青年たる氏のこの開墾事業の成功は、不眠不休、辛苦經營、不斷の努力を致したる獨立自營心の賜で、實に空前絶後



の國家的一大事業と云ふべきである。開墾事業に成功したる氏は、更らに自己の新運命を開拓すべく、對清貿易事業に着眼し、當時横濱第一銀行支店長市原盛宏氏、及び濫澤男爵の紹介により、伊藤氏の經營せる在天津の松昌洋行を引き受け、直接これが經營の任に當ることとなつた。松昌洋行は坑木又は枕木の材木を清國に輸出し清國よりは開平炭の輸入を營む貿易會社で、氏は自ら社長となり、奮勵努力、經營其の宜しきを得、開平炭は遂に其の日韓一手販賣をなすに至つた。氏の商略的手腕は漸々益々進展し、三井、大倉、其他二三の大會社と伍するに至り、其の事業は、彌々膨大して底止する所を知らざるに至つた。坑木輸出の一大成業者、開平炭輸入の開祖としての松昌洋行の國家に致したる其の功績は實に偉大なるもので、萬世不易、滅することは出来ぬ。

氏は幼にして苦學奮闘、青年にして開墾事業に着手し、後一大貿易事業に従事し、其の間修養のため、事業經營の爲め、東奔西走、常に席の暖まる逸もなかつた。然も郷土の發展向上につきては、四六時中、腦裡を脱せず大にこれが爲め資する所あらんことを期してゐた。特に氏が幼時より學修の資に恵まれざりし深刻なる体験は、教育の振興、社會文化の發展に資せんとするの決意をして益々深烈的ならしめてゐた。熱烈然ゆるが如き氏の愛郷の念願は、勃々として禁する能はざるものがあり、大正五年岡山新聞社を、大正七年岡山圖書館を、大正十年山本農學校を創設して、社會教化、子弟訓蒙の機關たらしめんとした。氏が巨萬の資を揮し、大成其名を世界に轟かしたるに甘せず、進んでは郷黨の爲めに盡されたる其の功績は、實に偉大なるものがある。晩年東京市外吉祥寺に閑居し、悠々自適靜養せしが、昭和二年四月十七日忽焉として逝く、哀悼何ぞ遣へん。享年五十五歳。

## 市立岡山圖書館要覽

### 第一章 沿革

#### 第一 設立由來

市立岡山圖書館の設立は、大正七年で、未だ我が國圖書館事業の發達せざる搖籃時代であつた。當時本縣の學校教育は、夙に多大の普及發達をなし、教育縣をもつて誇り、全國に冠たるものがあつた。然るに圖書館事業に至つては、本縣亦萎靡として振はず、寧ろ等閑視さるるやの感があつた。教育は單に學校教育のみに限定されず、人生生涯の修養學習の一大道場たる圖書館は、學校と共に樞要なる教育機關として對等の位置を占め、而も併行したる發達のもとに、一体二方面の活動を爲さねばならぬ。特に文明國一般の趨勢として、社會教育の進歩改善を企圖する上に、圖書館が此れ等教育に對する好箇の殿堂として、有力なる一機關たることは、疑を容れぬ所である。文運隆盛、地方文化の淵源として、社會教化の魁をなすべき圖書館が、幾多地方人士の修養に裨補し、産業發達上に資するもの多大なるべきことを痛感する。

本縣出身山本唯三郎氏は、幼にして苦學奮闘、刻苦勉勵、片時も修養學習を怠らず、遂に大成して其の名を世界に轟かした偉傑である。常に郷土の發展向上に力を致し、殊に教育の普及發達を圖らんが爲め、巨萬の資を



二  
投じ、これが機運の促進を圖り、貢献するところ實に多大である。同氏當時本縣圖書館事業の萎靡として振はず、地方開發上、損耗多大なるべきを嘆き、圖書館設置の必要を痛感し、直にこれが設置につき、岳父石黒涵一郎氏を通して本市に謀らる。本館設置の機運、實に茲に胚胎し、遂にこれが實現を見るに至つた。

### 第二 開館以前

大正五年

○九月十八日石黒涵一郎氏は、山本唯三郎氏の意を享け、圖書館設置を本市に謀らる、本市は其の意を了とし、直に市會に謀り、滿場一致これを可決し、元環翠尋常小學校の敷地を卜し、これが設置を劃策す。○十月六日本館規則を制定し、岡山縣より圖書館設置の認可を得、岡山市立圖書館と稱す。○十二月五日山本氏は建物全部を、時の市長岡田磐氏に委嘱し、市長は本市技手大賀孫一郎氏に命じ、これが設計をなさしめ、山下忠四郎氏に建築全部を請負はしめ、茲に建築工事を起すに至る。

大正六年

○九月三十日建築工事落成す、建築工費壹萬貳千九百貳拾八圓餘、開館準備費五千圓、計壹萬七千九百貳拾八圓餘は山本氏の寄附により、外に特志者某圖書購入費として、壹千圓を寄附せらる。

大正七年

○七月十七日岡山醫學專門學校書記松田金十郎氏に圖書整理事務を囑托し、開館準備に着手す。○八月

二十一日大河原生二氏に本館事務員に囑托す。○十一月二十一日岡山市視學貞松修藏氏、本館長事務取扱を命ぜられ、本館事務囑托大河原生二氏、本館司書に任せらる。○十一月二十五日本館規則改正の認可を受け、同時に本館職員事務規程を定む。

### 第三 開館以後

大正七年

○十二月八日開館式を舉行し、爾後一般の閲覽を許可す。

大正八年

○九月十五日岡山市立圖書館を、單に岡山圖書館と改稱す。○十月一日本館圖書館外携出規程により、館外閲覽の取扱を實施す。○十月二十七日有志諸彦の贊助を得、故岡山醫學專門學校教授高橋金一郎氏の藏書貳萬九百七拾四冊を、金五千圓にて讓受け、一般の閲覽に供すべく準備に着手す。

大正九年

○十月二十日本館北側に書庫建築の工事を起す。○十月二十五日本館北側隣接の縣有地參百參拾七坪九合四勺九才の貸與方を申請し、認可の指令に接す。○十月三十日本館圖書目錄及び圖書館要覽を印刷發行す。○館長事務取扱貞松修藏氏本職を免せらる。



## 大正十年

○一月十日書庫落成す、三階建拾五坪、総工費四千貳百圓 ○一月二十六日岡山市視學谷口源藏氏本館長事務取扱を命ぜらる ○五月十日高橋文庫整理完了、公開式を舉行し、一般の閲覧に供す ○十月十日児童讀物調査會を設置し、調査の結果を一般に公開し、圖書選擇の利便に供す。

## 大正十一年

○一月十日婦人の讀書趣味を養成し、思想の向上を謀らんが爲め、持廻文庫制度により岡山婦人讀書會を創設す ○三月六日日本館規則の一部を改正し、館外携出圖書閲覧を個人、團體の二種とし、巡回文庫特派文庫、特設文庫の規程を設け、即日實施す ○三月十五日日本館北側に隣接せる縣有地を整理し、遊戯道具を設備し、児童遊園地を設置す ○四月一日文庫規程により、巡回文庫、特派文庫の派遣を實施す ○四月十九日日本日より持廻文庫を實施す ○六月三十日高橋文庫印刷目錄を調製、發行す ○十月二十四日學制頒布五十年記念事業として、即席揮毫展覽會を開催す。

## 大正十三年

○三月三十一日讀物調査書を印刷發行し、爾後毎年一回發行することとす ○四月一日大正十三年一月皇太子殿下御成婚を記念せんが爲め、御成婚記念文庫五十個を設置し、市内青年團、壯年會、婦人會へ無料貸與す ○四月二十一日児童讀物調査會の範圍を擴張し、青年、婦人讀物をも併せ調査することとす

## 大正十四年

○四月一日本市伊原本藻平氏寄附金壹千圓をもつて、伊原本特設文庫を設置す。

## 大正十五年

○三月一日岡山婦人讀書會事業として、大正十四年十二月皇孫殿下御降誕を記念し、御降誕記念文庫を設置す ○五月二十日市立岡山圖書館第一號を印刷發行し、爾後毎月一回連續發行することとす ○七月十日大正十五年五月皇太子殿下本縣行啓を記念し、學生文庫を設置す。

## 昭和二年

○四月一日故山田貞芳氏所藏圖書壹千貳百六拾壹部、參千四百五拾六冊、此見積價格壹千壹百七拾五圓八拾壹錢也、岡山市下田町公森太郎氏より寄附せられ、山田文庫を設置し、一般の閲覧に供す ○十一月一日大正十五年五月皇太子殿下本縣行啓御播種の黒松壹本を前庭に植樹す ○十二月三十日本館開館十周年を記念し、「市立岡山圖書館十年志」を印刷發行す。

## 昭和四年

○一月三十日「児童文庫の整理と活用」を印刷發行し、児童文庫經營者の参考に供す ○三月二十六日大正五年五月皇太子殿下本縣行啓御播種の樟壹本を前庭に植樹す ○五月十八日より三日間騰寫印刷術普及の爲め、第一回騰寫版印刷物展覽會並講習會を開催す ○全國諸名士に思想善導上、優良適切なる圖書の選定を依頼し、「全國諸名士の推薦したる優良圖書」を印刷發行す ○十二月二十五日より向三日間、第二回騰寫版印刷物展覽會並講習會を開催す。



## 第二章 設備

### 第一 敷地・建物

本館は岡山市小橋町三十九番地に存在し、土地高燥、閑雅、西に旭川の清流を控へ、東に緑翠たる操山を望み四時の風光明眉、敷地内には八百餘坪の芝生を有し、鬱蒼たる緑樹は一段の風致を添へ、讀書の餘、心身の静養に便ならしむべく、最も瀟洒なる趣向をこらしてゐる。児童遊園地には、鐵棒、雲梯、辻臺其の他各種の遊戯道具を設備し、附近児童の爲め、自由に開放してゐる。建物は復興式「鐵筋コンクリート」二階建て、採光通風に留意してゐることは勿論、室内の配置は専ら自由開放主義に則り、閲覧者の至便を旨とし、特に衛生、清潔に意を用ひ、入館者をして好感を抱かしむべく努めた。各室の配置は、階上を普通閲覧室とし、階下に婦人閲覧室、児童閲覧室、新聞閲覧室、目錄室其の他を設け、其の收容人員は、普通閲覧室壹百拾四人、婦人閲覧室拾六人、児童閲覧室五拾六人である。

- 一 所在地 岡山市小橋町三十九番地
- 一 工程 大正五年十月起工。大正六年九月竣工
- 一 設計監督 岡山市土木課

- 一 様式 復興式
- 一 構造 本館 鐵筋「コンクリート」 二階建  
書庫、木造瓦葺 三階建  
附屬建物 木造瓦葺 平家建
- 一 総工費 壹萬七千三百拾六圓餘
- 一 敷地面積 九百七坪
- 一 建坪 九十坪三合三勺三才

敷地總坪數		九〇七、〇〇〇
建	物	庭園 其他
九〇、三三三三		八一六、六六七



建物総坪數 九〇、三三三 (階上八〇、〇)

本館		五四、〇	書庫	一五、〇	附屬建物	二、三三三
(階上 五〇、〇)			(階上 三〇、〇)			
普通閱覽室 (階上)	四八、〇	階	下	一五、〇	小使室	三、〇
婦人閱覽室	九、〇	(二)	階	一五、〇	便所	三、〇
兒童閱覽室	九、〇	(三)	階	一五、〇	物置	一、五
新聞室	一〇、〇				裝釘室	一、五
目錄室	四、〇				昇降口	六、〇
圖書出納室	四、〇				自轉車置場	三、三三三
廊下 (階上)	二、〇					
事務室	九、〇					
玄関	三、〇					
階段	一、五					
喫煙室	四、五					

第二圖 書

本館は市民圖書館たる性質より觀るも、又公衆一般現時の要望より察するも、現在は比較的需用甚き研究的、専門的圖書よりも、寧ろ普遍的、一般的圖書の蒐集を必要する。故に本館藏書は、此の趨勢に鑑み、凡ては普遍的、一般的圖書を主としてゐる。然し研究的、専門的圖書は、此れを縣立圖書館の藏書に俟ち、本館又漸を逐ひ、機に臨み、これが蒐集を謀らんことを期してゐる。

圖書は一般書庫に藏してゐるが、新着圖書は圖書出納室の書架に展列し、これが檢索に至便ならしむると共に周く多數閱覽者に知らしめんとしてゐる。新着圖書の紹介は、これを岡山市公報及び圖書館に掲載し、一般に周知せしめることとしてゐる。兒童用圖書は、兒童閱覽室内の書架に排列し、兒童に自由に閱覽せしめ、時々實地につき閱覽圖書の選擇、閱覽方法等につき、懇切なる指導と注意を與へ、讀書に對する感興を助長せんことに努めてゐる。

一 函別圖書

圖書整理上、本館全藏書を分けて、本館藏書、高橋文庫、御成婚記念文庫、伊原木特設文庫、讀書會文庫、山田文庫の六種とし、分類、排列、保存は各個別に取扱つてゐる。蓋し本館經常費をもつて購入したる圖書と特志者の寄附せし圖書とを區別し、寄附者に對し敬意を表し、永く其の好意に報いんとするに外ならないのである。



## 一、本館藏書

本館經常費をもつて購入したる圖書の全部を収む。

### 一、高橋文庫

故岡山醫學專門學校教授高橋金一郎氏は、廣く内外の圖書を蒐集し、其の藏書數萬の多きに達してゐた。未亡人梅子刀自は、故人が畢生の心血を瀉ぎて蒐集したる藏書の或は散佚せんことを恐れて、其の緣故深き岡山の地に於て、一般の閱覽に供し、公開せんことを望まれ、大正八年八月、時の館長事務取扱貞松修藏氏を経て、市長中山寛氏及前市長岡田繁氏に謀り、有志諸彦の贊助を得て、本文庫の設置公開を劃策せられた。大正八年十月、市會の決議により、本館内に高橋文庫を設置することとなり、爾來日夜圖書整理に努め、大正十年五月十日、これが公開式を舉行し、一般公衆の閱覽に供することとなつた。

### 一、御成婚記念文庫

大正十三年一月、皇太子殿下の御成婚を記念せんが爲め、市會に於て滿場一致、本文庫の設置を決議された。總經費貳千四百七拾壹圓五錢で、内圖書費貳千五拾四圓四拾五錢、設備費四百拾六圓六拾錢、藏書冊數壹千百參拾八冊である。本文庫は専ら派出文庫として、通俗的常識修養に關する圖書を蒐集して、市内青年會、壯年會、婦人會の各種團體に限り無料にて貸與するものである。

### 一、伊原本特設文庫

大正十四年四月、本市伊原本漢平氏は、同氏經營の店舗改築記念として、本館圖書購入費の中へ、金壹千圓を寄附せられた。本市は其の好意を感謝し、直ちに受納することとした。本館は規則第二十六條及び特設文庫規程により、直に本文庫設置の計畫を樹て、全集六部百參冊、辭書四部四冊、單本百九拾四部貳百拾四冊、計貳百四部參百貳拾壹冊を講入し、圖書臺帳に登録の上、永久保管の手續を了し、一般公衆の閱覽に供することとした。

### 一、讀書會文庫

岡山婦人讀書會は、大正十四年十二月皇孫殿下御降誕を記念せんが爲め、會員及び有志の寄附により、記念文庫を設置した。寄附者二百七十四名、寄附金總額金參百六拾圓七拾錢也、購入圖書百七拾壹冊である。讀書會は本記念庫を基礎として、將來漸次、新刊圖書を購入追加し、本文庫の内容を充實することとした。藏書は主として、婦人修養上、適切なるものを選択し、これに會員の希望圖書を加へ、専ら會員の讀書趣味を涵養し、思想の向上を圖らんとする。

### 一、山田文庫

故山田貞芳氏、夙に國文學、漢文學を修め、造詣深く、殊に最も趣味を史學に有し、郷土史に精通し、廣くこ



れ等に關する圖書を蒐集し、其の數實に數千の多きを藏してゐた。大正九年六月、同氏歿後、知友數氏相謀り故人が畢生の心血を瀝きたる書冊の或は散佚せんことを恐れ、故人の最も縁故深き三門學園内に、山田文庫を設置することとした。後特志研究者の爲め、本文庫を不開し、一般の閱覽に供してゐたが、昭和三年四月三門學園の縣營移管に際し、公森太郎、木畑竹三郎、藏知矩、岡村正義の諸氏相謀り、本文庫の利用をして一層顯著ならしめんが爲め、本文庫圖書壹千貳百八拾貳部、參千五百四拾冊、此の見積價格金壹千壹百七拾五圓八拾壹錢也を本市に寄附し、本館内に山田文庫を特設せんことを謀らる。本市は其の旨を了とし、直に寄附受領の手續を了し、永久保管の上、一般公衆の閱覽に供することとした。

二 藏書

開館以來、各年度末藏者冊數、累年増加の狀況を擧ぐれば左の通りである。

函別年度	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
本館藏書	六、三三〇	七、二〇八	七、四七七	八、二二一	九、二〇三	一〇、〇三二	一〇、八五七	一〇、八五七	一〇、八五七	一〇、八五七	一〇、八五七	一〇、八五七
高橋文庫				二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四	二〇、九七四
御成婚記念文庫								一、一三七	一、一三九	一、一四〇	一、一四二	一、一三九
伊原木文庫								三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
特設文庫									三三二	三三二	三三二	三三二
讀書會文庫									二二七	二五二	二九四	三四四
山田文庫										三、五四〇	三、五四〇	三、五四〇
計	六、三三〇	七、二〇八	七、四七七	二〇、〇八五	二〇、一八四	二〇、三〇三	二〇、四一三	二〇、五二二	二〇、六三二	二〇、七四二	二〇、八五二	二〇、九六二

(各年十二月現在)

(備考) 一、大正十三年度分圖書、前年度に比し減少せるは、雜誌其他を整理合本せし結果、壹千四百十冊を減じ、其年増加冊數と差引計算した。  
 一、昭和二年度分圖書、前年度に比し減少せるは、圖書八百五十三冊を廢棄處分したるが爲め、其年増加冊數と差引計算した。  
 一、昭和四年度分圖書、前年度に比し減少せるは、圖書八百五十冊を廢棄處分したるが爲め、其年増加冊數と差引計算した。



昭和四年十二月末、全蔵書を分類別に擧ぐれば左の通りである。

分類	函別	本館蔵書	高橋文庫	御成婚記念文庫	伊原木特設文庫	讀書會	山田文庫	計
總記、雜書		二、三五六	七、七八一	二五六	三七	二五	六八七	一一、一四二
宗教、哲學		一、二三九	二、三四五	一六〇	三二	一四	一六八	三、九五八
文學、語學		二、二五三	三、六八四	二九七	一七〇	二〇七	一、五七七	八、一八八
歴史、地理		一、六二二	二、一九四	一四七	三〇	三一	七五六	四、七八〇
産業		四七〇	二六九	二三	七	一	五	七七五
法制、經濟		一、八五一	九一一	一三六	二六	七	七三	三、〇〇四
理學、醫學		五八二	二、六〇三	四九	八	四	五〇	三、二九六
工學、兵事		二四八	三七三	四	二		五九	六八六
美術、家事		四六四	六五四	六七	九	二三	一六五	一、三八二
少年圖書		一、八〇五	一三一			二		一、九三八
計		一二、八九〇	二〇、九四五	一、一三九	三二一	三一四	三、五四〇	三九、一四九

### 第三 新聞、雜誌

新聞は當日及び最新一週間分を新聞室に備付け、自由閲覧に供し、其の他は請求に應じ貸與することとし、館外貸出は一切これを禁止してゐる。本館現在備付の新聞は左の八種である。

- 一、東京時事新聞
- 一、大阪朝日新聞
- 一、岡山新聞
- 一、東京國民新聞
- 一、岡山山陽新報
- 一、岡山日日新聞
- 一、大阪毎日新聞
- 一、岡山中國民報

普通雜誌は最新二ヶ月分を雜誌棚に備付け、請求に應じて閲覧に供し、館外貸出を禁止す。其の他の雜誌は請求に應じ、館外閲覧に供してゐる。本館現在備付の雜誌は左の二十余种である。

- 一、雄辯
- 一、實業之日本
- 一、新青年
- 一、富士
- 一、婦女界
- 一、日本少年
- 一、現代
- 一、受験と學生
- 一、朝日
- 一、婦人之友
- 一、婦人俱樂部
- 一、少女俱樂部
- 一、中央公論
- 一、改造
- 一、講談俱樂部
- 一、婦人公論
- 一、主婦之友
- 一、少女の友
- 一、新潮
- 一、ダイヤモンド
- 一、キング
- 一、少年俱樂部
- 一、譚海

寄贈雜誌は全部雜誌棚に展列し、自由閲覧に供し、可成多數の閲覧を希望し、寄贈者の芳志に報ひんとする。現在數年間連續寄贈せられつつある雜誌は左の通りである。



高野山時報  
都山流榮報  
天都山流榮報  
水天都山流榮報  
博愛愛愛愛愛  
日博愛愛愛愛  
釀造學雜誌  
農家の友誌  
恒心運友誌  
商士心運友誌  
黑帶白士心運友誌  
連帶時報  
勞働報  
日本教報  
大阪之工藝  
蒼穹

和歌山  
東京  
京都  
名古屋  
東京  
大阪  
岡山  
岡山  
岡山  
岡山  
名古屋  
東京  
大阪  
東京

高野山時報社  
中尾都山氏  
天文同好會  
水斐社  
日本赤十字社  
黑住教本廳  
大阪釀造學會  
岡山縣農會  
岡山日蓮鑽仰會  
恒心社  
名古屋商業學校商友會  
黑白發行所  
岡山縣社會事業協會  
內務省社會局  
日本教報社  
大阪府工藝協會  
蒼穹社

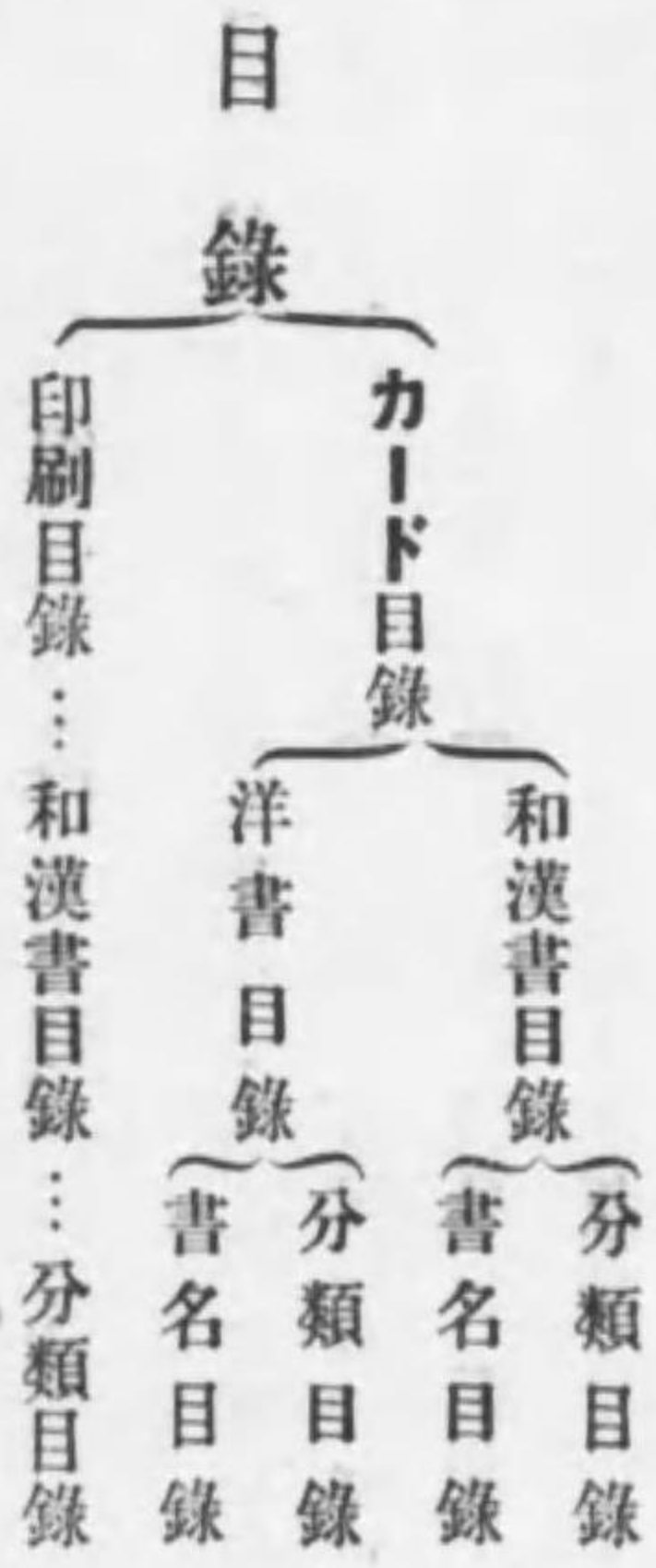
ミカド評論  
弘古道  
温古  
同仁  
黍防  
海防  
中國公論

岡山  
岡山  
岡山  
岡山  
岡山  
東京  
東京  
東京  
東京  
岡山

ミカド評論社  
尾形惣三郎氏  
温古會  
同仁會  
きび詩社  
海防義會  
中國公論社

第四目録

本館目録は左の五種で、別に事務用目録として「カード」式目録を備へてゐる。目録「カード」の排列は、總て五十音順に依つてゐる。













二洋書分類表

0 0 0	General works.
1 0 0	Religion, Philosophy, Education.
2 0 0	Literature, Language.
3 0 0	History, Biography, Geography & Travels.
4 0 0	Industries.
5 0 0	Legislation, Political economy, Finance, Statistics, Socialscience.
6 0 0	Science.
7 0 0	Medicine.
8 0 0	Engineering, Military & Naval science.
9 0 0	Finearts, Amusements & Athletics.

第三章 組織

第一規程

一館則

第一章 總則

大正五年十一月六日制定  
 大正七年三月二十五日改正  
 大正十一年三月六日改正

第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ公衆ノ閱覽ニ供ス

第二條 本館ノ開館時限ハ左ノ如シ  
 一月 二月 三月 自午前九時至午後九時  
 十月 十一月 十二月  
 四月 五月 六月 自午前八時至午後九時  
 七月 九月 自午前八時至午後六時  
 八月

第三條 本館ノ開館日ハ左ノ如シ  
 但シ必要ニヨリ臨時變更スルトキハ其都度之ヲ揭示ス  
 但シ臨時閉館ハ其都度之ヲ揭示ス

- 一、歳首一月一日ヨリ同五日ニ至ル
- 一、紀元節
- 一、天長節



一、曝書期 (九月十月ノ中凡十日間)

一、明 治 節

一、歲末十二月二十八日ヨリ同三十一日ニ至ル

第四條 本館ニ功勞アルモノ及館長ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

### 第二章 閱覽者心得

第五條 優待券ヲ所持スルモノ及館長ノ許可ヲ得タルモノハ特別室ニ於テ閱覽シ及書庫ニ入りテ檢索スルコトヲ得

第六條 年輪十歳以上ノ者ハ本館ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

第七條 但シ瘋癲白痴感染ノ虞アル疾病者其他不都合ト認ムル者ハ入館スルコトヲ許サス

第八條 本館ノ圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽券ニ書名部門冊數函號及住所氏名ヲ記入シ掛員ニ差出シテ圖書ヲ借り受クヘシ

第九條 退館セントスル時ハ其ノ借り受ケタル圖書ヲ返納スヘシ

第十條 閱覽者ニ貸付スル圖書ノ員數ハ同時ニ二種以内トシ和裝ハ六冊洋裝ハ三冊和洋裝ハ通シテ四冊ヲ以テ限度トス

但シ特別ノ事情アルモノハ定限外貸付ヲ許可スルコトアルヘシ

第十一條 閱覽室ニ備ヘ置ケル新聞雜誌圖書地圖等ハ隨意ニ閱覽スルコトヲ得

第十二條 閱覽者ハ館内ニ於テハ音讀、談話、喫烟、其他喧騒ノ行爲アルヘカラス

第十三條 閱覽者ニシテ本館ノ規則ニ違背シ又ハ館長ノ指示ニ從ハス或ハ不法ノ行爲アリト認ムル者ハ直ニ

退館ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 借覽ノ圖書ヲ亡失汚損シタル時ハ本館指定ノ現品若クハ相當ノ代價ヲ以テ辨償セシム

第十五條 前項辨償ノ義務ヲ了セサル間ハ更ニ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス

第十六條 特別扱ヲ要スル圖書ハ本館内指定ノ場所ニ於テ閱覽ニ供ス

### 第三章 圖書寄贈

第十七條 本館ニ圖書ヲ寄贈セントスル者ハ寄贈申込書ニ書名員數價格ヲ詳記シ現品ト共ニ本館ニ送致スヘシ

第十八條 寄贈圖書ニハ寄贈者ノ氏名寄贈年月日ヲ標記シ永ク其厚意ヲ表ス

第十九條 圖書ノ寄贈ニ要スル運送料ハ寄贈者ノ負擔トス

### 第四章 圖書委托

第二十條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ノ保管ヲ委托セントスルモノハ其目錄員數價格ヲ詳記シ本館ニ差出シ本館ノ許諾ヲ得タル後現品ヲ送致スヘシ

第二十一條 委托圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託証書ヲ交付ス

第二十二條 季托圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスヘシ

但委托者承諾ナキモノハ館外ニ携出スルコトヲ得ス

第二十三條 委托圖書ハ委托者ノ請求ニ依リ隨時之ヲ返付スヘシ

第二十四條 圖書ノ季托及送付ニ要スル運送料等ハ委托者ノ負擔トス

第二十五條 委托圖書ニ關シテハ普通ノ注意ヲナスノ外ハ保管ノ責ニ任セス



第五章 圖書携出 巡回文庫及特派文庫

第二十一條 圖書ノ携出ハ個人及団体ノ二種トシ別ニ市長ニ於テ定ムル所ノ圖書携出手續ニ依リ特許証ヲ得タルモノニ限リ之レヲ許可ス

第二十二條 個人特許証ハ本市内ニ居住シ左記各號ノ一ニ該當スルモノノ請求ニ依リ之ヲ附與ス

- 一、成年以上ニシテ直接國稅金參圓以上ヲ納ムルモノ
- 二、官公吏及學校職員
- 三、滿十七年以上ニシテ前號ノ資格ヲ有スル保証人ヲ設クルモノ

第二十三條 団体特許証ハ本市内ニ在リテ左記各號ノ一ニ該當スル代表者ノ請求ニ依リ之ヲ附與ス

- 一、會 社
- 二、六人以上ノ使用人ヲ有スル店舗
- 三、十人以上ノ団体ニシテ少クモ其一人ガ直接國稅金參圓以上納ムルモノ
- 四、青年會、壯年會、及婦人會等ノ修養ヲ目的トスル団体

第二十四條 貴重ノ圖書、辭書、墨帖、目錄及各學科ニ涉ル參考書等ハ携出スルコトヲ許サス

第二十五條 通常ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ携出ヲ許ササルコトアルヘシ  
本館ニ巡回文庫及特派文庫ヲ設ケ別ニ市長ニ於テ定ムル所ノ手續ニ依リ本市内ニ於テ館長ノ適當ト認メタル箇所ニ廻付閱覽セシムルコトアルヘシ

第六章 特設文庫

第二十六條 本館ニ特設文庫ヲ設置シ有志ノ寄附金ニ依リ購入シタル圖書ヲ以テ編成ス

第二十七條 特設文庫設置ニ關スル規定ハ市長之ヲ定ム

一 圖書携出規定

〔大正八年十月一日制定〕  
〔大正十二年三月六日改正〕

第一條 本館規則第二十一條乃至第二十三條ニ依リ特許証ヲ受ケントスルモノハ個人特許証ハ第一號様式ノ願書ニ金壹圓団体特許証ハ第二號様式ノ願書ニ金五圓ノ閱覽料ヲ添ヘ差出スヘシ

但シ団体特許証ニ限リ同一団体ニシテ同時ニ數枚ヲ請求スルコトヲ得  
圖書ヲ携出セントスル時ハ特許証ノ裏面ニ該當事項ヲ記入シ館員ニ差出スヘシ

第二條 携出圖書ヲ返納シタルトキハ特許証ノ返還ヲ受クヘシ

第三條 同時ニ携出スヘキ圖書冊數ハ個人ハ三冊団体ハ特許証一枚ニ付二十冊以内トス

第四條 圖書ノ携出期間ハ十日乃至二十日以内トス  
同一圖書ヲ引續キ借覽セントスルモノハ一旦返却シ更ニ携出手續ヲナスヘシ返却期日滿了後尙返却セサルトキ受取人ヲ派遣シ圖書ヲ返還セシムルコトアルヘシ

但シ之ニ要スル費用ハ閱覽人ノ負擔トス

第五條 本館ヨリ携出シタル圖書ハ他ニ轉貸スルコトヲ許サス

第六條 特許証ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ滿一ケ年トス  
特許者又ハ保証人ニ於テ本館規則第二十二條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ定式ノ手續ニ依リ證書ヲ差出スヘシ證書記載ノ氏名又ハ住所ニ異動アリタルトキハ遲滞ナク本館ニ届出スヘシ

第七條 特許証ヲ遺失シタルトキハ速ニ届出テ再下附ヲ請求スヘシ

前項ノ手續ヲ怠リタルガ爲メ本館ニ損害ヲ與ヘタルトキハ該特許証ノ記名人ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ



- 第九條 既納ノ閱覽料ハ事故ノ如何ニ拘ラス之ヲ返附セス
  - 第十條 本手續ニ違背シ又不都合ノ行爲アリタルトキハ特許証ヲ無効トシ尙其情狀ニ依リテハ特許証ノ再下附ヲナササルコトアルヘシ
  - 第十一條 本市所在ノ官公署及學校等ニ於テ參考上必要アルトキハ代表者ノ申出ニ依リ無料携出ヲ特許スルコトアルヘシ
- 但シ携出期間ハ二十日以内トス

### 三 巡回文庫及特派文庫規程

(大正十一年三月六日制定)

- 第一條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケントスルモノハ第三號様式ノ請求書ヲ差出スヘシ
- 第二條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタルモノハ其責任者ニ於テ之ヲ管理スヘシ
- 第三條 巡回文庫及特派文庫廻送並ニ返送ニ要スル費用ハ廻送者又ハ返送者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ
- 但シ特別ノ事情アルモノハ本館ニ於テ之ヲ負擔ス
- 第四條 巡回文庫及特派文庫ヲ編成スヘキ圖書目錄及文庫使用期間ハ館長之ヲ定ム
- 第五條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタル場合其ノ閱覽方法ハ管理人ニ於テ定ムルモノトス
- 第六條 巡回文庫及特派文庫ノ廻付ヲ受ケタル者ハ閱覽期間中ノ成績表ヲ調製シ文庫使用期間經過後五日以内ニ本館長ニ報告スヘシ
- 第七條 巡回文庫及特派文庫ノ廻送ヲ受ケタル者ハ文庫添付書類ニ所要事項ヲ記入調印スヘシ
- 第八條 巡回文庫及特派文庫ノ閱覽人ニシテ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ管理人指定ノ現品又ハ相當代金ヲ以テ之ヲ辨償スヘシ

### 四 特設文庫規程

(大正十一年三月六日制定)

- 第一條 岡山圖書館ノ圖書ヲ充實スル目的ヲ以テ同館ニ特設文庫ヲ設置ス
- 第二條 特設文庫設置ニ要スル資金ハ有志ノ寄附ニ依ルモノトス
- 第三條 前條ノ寄附金ハ金五百圓以上トス
- 但シ十ヶ年以内ニ分納スルモ妨ナシ
- 第四條 特設文庫設置資金ハ全部圖書購入費ニ充賞シ之ニ依リ購入シタル圖書ニハ設置金寄附者ノ氏名ヲ明記セル左記様式ノ文庫印ヲ捺捺スルモノトス (様式畧ス)
- 第五條 特設文庫資金ニ依リ購入スル圖書ノ種類ハ寄附者ニ於テ指定シタルモノノ外館長之ヲ選定ス
- 第六條 本館ニ特設文庫臺帳ヲ調製シ寄附別ニ購入圖書名ヲ登錄シ永遠ニ保存スルモノトス
- 第七條 特設文庫圖書ノ分類ハ本館圖書ト合同シテ行フモノトス
- 第八條 特設文庫取扱上必要ナル細則ハ館長之ヲ定ム

### 五 職員事務規程

(大正七年十一月二十五日制定)

- 第一條 圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク
- 館長 一名 司書 若干名 書記 若干名
- 第二條 館長ハ市長ノ命ヲ受ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス館長故障アルトキハ司書其職務ヲ代理ス
- 第三條 司書及書記ハ館長ノ命ヲ受ケ館務ニ従事ス
- 第四條 館長ハ左ノ事項ニツキテハ其ノ意見ヲ市長ニ内申スヘシ



- 一、圖書館ノ規則設定若クハ改廢ニ關スルコト
  - 二、職員ノ進退賞罰及除服出仕ニ關スルコト
  - 三、圖書館ノ利害ニ關スルコト
  - 館長ハ左ノ事項ニ就キテハ市長ノ決議ヲ受クヘシ
    - 一、圖書館ノ管理ニ關スル内規及處分細則ノ設定若シクハ改廢ニ關スルコト
    - 二、館長以下職員ノ出張及賜暇若クハ歸省等ニ關スルコト
    - 三、經費豫算ノ流用及豫算外ノ支出ニ關スルコト
    - 四、寄贈圖書ノ受納ニ關スルコト
    - 五、臨時閉館ニ關スルコト
  - 但シ急迫ノ場合ニアリテハ事後市長ニ開申スルコトヲ得
  - 六、前各號ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト
- 館長ハ毎年一月十日限り前年中ノ事務成績及財産ヲ毎月十日限り前月中ノ圖書及閱覽人ニ關スル統計ヲ市長ニ報告スヘシ

### 六 岡山婦人讀書會々則

(大正十一年一月十日制定)

- 第一條 本會ハ婦人ノ讀書趣味ヲ涵養シ思想ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ岡山婦人讀書會ト稱シ事務所ヲ當分岡山市小橋町岡山圖書館内ニ置ク
- 第三條 本會ハ岡山市内ニ居住又ハ勤務スル滿十五歲以上ノ婦人ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、正規ノ手續ニ依リ岡山圖書館ノ藏書ヲ借受ケ之ヲ會員ニ送達ス
  - 二、圖書ノ選定購入ノ需ニ應ス
  - 三、時々講話會ヲ開ク
  - 四、前記ノ外本會ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ行フ
- 本會ニ在ノ役員ヲ置ク
- 第五條 會長 一名 會員ノ選舉トス
  - 幹事 若干名 會員中ヨリ會長之ヲ指名ス
  - 評議員 若干名 幹事會ノ推薦ニ依リ會長ヨリ委囑ス
  - 事務員 若干名 岡山圖書館員ニ委囑ス
- 役員ノ任期ハ滿二ケ年トス
- 第六條 但シ重任スルコトヲ妨ケス
  - 第七條 本會員タラントスル者ハ入會申込書ニ記名ノ上入會料金壹圓ヲ添ヘ事務所ニ申シ込ムヘシ
  - 第八條 本會員ハ會費トシテ毎月金貳拾錢宛ヲ納付セラレタシ
  - 但シ數ヶ月又ハ一ケ年分ヲ前納スルコトヲ得
  - 第九條 本會員ニシテ退會セント者ハ其ノ旨届出ラレタシ
  - 但シ此場合前納ノ會費アリタル時ハ其翌月以後ノ分ヲ返附ス
  - 第十條 本會員ニ圖書ヲ集配スル爲メ居所ニヨリ六區ニ分チ會員數ノ多少ニヨリ豫メ之ヲ定ム
  - 第十一條 圖書ノ集配ハ每週一回一冊トシ會員ノ自宅又ハ豫メ指定セル場所ニ於テ之ヲ行フ
  - 第十二條 前條ニヨリ集配日ヲ區域ニヨリ大体左ノ標準ニ依ル



日曜日〔出石區〕 月曜日〔内山下區〕 火曜日〔旭東區〕  
 水曜日〔弘西區〕 木曜日〔清輝區〕 金曜日〔南方區〕  
 土曜日〔休配〕 鹿田區 伊石區 伊井區 伊島區

第十三條 同一人ニシテ同一圖書ヲ二期ニ涉リ借覽セントスル時ハ掛員ニ申出スヘシ  
 但シ二期以上ニ涉ルコトヲ得ス

第十四條 本會配付圖書ハ毀損若クハ紛失シタルトキハ現品又ハ代價ヲ以テ辨償セシム

第十六條 本會員ニシテ氏名住所ニ異動アリタル時ハ直ニ事務所ニ届出ラレタシ

(樣式)

第一號

**特許證附與願**

私儀貴館規則ヲ遵守シ圖書携出借覽致度ニ付個人特許證御附與相成度(保証人連署)此段相願候也

住所 職業 氏 名  
 年月日 生年月日  
 住所 職業 氏 名  
 年月日 生年月日

岡山圖書館長殿

第二號

**団体特許證附與願**

私儀貴館規則ヲ遵守シ圖書携出借覽致度ニ付団体特許證(一枚)御附與相成度此段相願候也

住所 団体名 代表者 氏 名  
 年月日 生年月日

岡山圖書館長殿

第三號

**岡山圖書館巡回(特派)文庫請求書**

貴館巡回(特派)文庫ノ廻付ヲ受ケ閱覽致度候條御廻付相成度貴館諸規則遵守可致此段請求候也

學校名(団体名) 氏 名  
 年月日 生年月日  
 管理人 氏 名

岡山圖書館長殿



第二 經費

本館開館當初の年度は、準備時代で、特に十二月の開館なるを以て、會計年度内、僅かに數ヶ月を除し、殊更ら豫算計上の必要を認めず、必要に應じ適宜支出したもので、其の決算額は、開館當初の設備状況の一般を知ることが出来る。則ち開館初年度決算額は、五千九百三十九圓で、爾來時勢の推移は、相當なる設備を要求し累年經費の増加を示し、昭和五年度の豫算、六千五百十五圓を計上するに至つた。今開館初年以降の經費豫算の状況を示せば左の通りである。

費目	年度	
	大正	昭和
給料	五、六〇	一、三三〇
雜給	一九〇	一八二
恩給基金		四
旅費	四八	七三
手當	一四九	三八四
賞與	二七	六五
賄料	三六	五八
大正七年	五、六〇	一、三三〇
大正八年	一、二六五	二、七九四
大正九年	二、七九四	三、三七二
大正十年	三、三七二	三、一四四
大正十一年	三、一四四	三、一四四
大正十二年	三、一四四	三、一四四
大正十三年	三、一四四	三、一四四
大正十四年	三、一四四	三、一四四
昭和元年	三、一四四	三、一四四
昭和二年	三、一四四	三、一四四
昭和三年	三、一四四	三、一四四
昭和四年	三、一四四	三、一四四
昭和五年	三、一四四	三、一四四

第三 職員

本館職員は、館長の下に、司書、書記、助手を置き、館長の指揮により圖書の整理、保存、閲覧に關する事務其の他庶務に従事してゐる。職員は待遇につき、俸給は公立圖書館職員令第九條によつてこれを支給し、賞與は毎年末、本人の勤務状況及執務成績を考査してこれを給與してゐる。職員休養の爲め、休暇の規程を設け、一般公休日の外、一ヶ年を通し、二十日以内の慰勞休暇を與ふることとなつてゐる。職員異動表を示せば左の通りである。

被服費	備品費	消耗品費	印刷費	通信運搬費	修繕費	雜費	計	
							大正	昭和
三、四	四、三三三	一、六〇〇	七五	三三	五三	二九五	五、九三九	
三、四	一、二五六	三、〇二一	二九〇	七五	二四	一五	四、〇六六	
四、六	一、一四九	三、〇二一	四四八	八一	二二	三五	五、七九一	
三、四	九四九	二、五六	九五	八九	五〇	五〇	五、九七三	
三、八	一、七三五	二、九四	二六七	八九	六三	二五〇	七、一四七	
三、七	一、六五三	二、六五	二七五	九二	六九五	二五〇	七、四八一	
三、七	一、六〇八	二、五〇	二四八	九一	一四〇	二三五	六、八六〇	
三、七	一、四四八	二、三五	二三四	一〇七	二六	二〇三	六、六三七	
三、七	一、四四八	二、三五	二五四	一〇七	二六	一九二	六、七四四	
三、七	一、四四八	二、三五	二五四	一〇七	二六	一九二	六、七七七	
三、七	一、四四八	二、三五	二五四	一〇七	二六	一九二	六、七七七	
三、七	一、四四八	二、三五	二五四	一〇七	二六	一九二	八、七七五	
三、七	一、三三二	二、八九	二五四	一〇七	一四	一七三	六、六九二	
三、六	一、四五〇	二、七五	二八〇	一〇七	一〇〇	一七〇	六、五二五	







## 第四章 事業

### 第一 館内事業

#### 一、圖書閱覽

##### 普通閱覽

本館が十三萬市民の共有物である以上、其の市民圖書館たるの性質に基き、一般市民と極めて接觸を密接にし其の間に些の障壁もなきやう期せねばならぬ。故に圖書閱覽につきても、凡ては秩序と整理に支障なき限りは萬事簡易輕便を旨とし、努めて閱覽者の利便多からんことを考慮してゐる。入館料を徴せざることは勿論、規定の開館時間内には自由に入館するにぞを得、圖書借覽にも、これが手續は至極輕便にして、複雜を借覽用証制度を廢してゐる。閱覽室には別に席次を設けず、適宜の場所にて、自由に閱覽することが出来る。要するに閱覽に對し、これに要する手續上多大の時間を空費せざるやう努めた。普通閱覽は一般普通の圖書を、規定の閱覽室にて自由に閱覽することとした。

##### 特別閱覽

特別閱覽は或る特種の圖書、例へば「貴重圖書」「寫真帖」「墨帖」其他本館指定の圖書を閱覽せんとする時、特別閱覽室にて閱覽するものであるが、借覽手續は普通閱覽と何等異なることはない。

#### 二、圖書調査

##### 讀物調査會

近時一般讀書熱の勃興につれ、各種讀物の陸續として出現せるは、普通教育振興上、慶賀すべきことである。然るにこれ等多數の讀物につき、其の内容の良否は、讀者の思想に影響するところ多大で、これが選擇上、大に考慮を要すべきことである。本館はここに顧みる所ありて、讀物調査會を組織し、一般出版物中、兒童、青年、婦人の讀物につき、其の内容、形式の良否を審査し、優良適切なるものを選択推薦して、讀者の參考に供し、一面讀物選擇上の利便に供することとしてゐる。其の要項を示せば左の通りである。

##### 讀物調査會要項

- 一、本會は市立岡山圖書館の一事業にして讀物調査會と稱す。
- 一、兒童、青年、婦人の各讀物につき調査研究し其の優良と認むるものを選択推薦す。
- 一、讀物調査委員は市立十二小學校全職員に委嘱し職員は毎月交替にて讀物調査に従事す。
- 一、各月の讀物調査委員の選定は此れを各學校長に委嘱す。
- 一、調査すべき讀物は圖書館より各學校へ送附す。
- 一、調査委員は精讀審査の上別紙所定の讀物調査表により其の結果を圖書館に報告す。
- 一、審査の結果は毎月此れを圖書館報に掲載し毎年一回これを一纏めとなし小冊子「讀物調査書」を刊行す。
- 一、讀物調査書は學校、圖書館、其他各種團體へ無料にて配付す。



一、審査の結果を一般に周知せしめんが爲め新聞及び岡山市公報に掲載しこれが紹介をなす。

### 良書推薦

社會の動搖と思想の惡化、此の一大變革の期に遭遇し、各種讀物の思想界に及ぼす威力は、實に恐るべきものがある。本館は各種優良圖書を選定し、廣く一般に宣傳して、危機に瀕せる現時の思想界に對し、此れが善導の任に當らんとする。尙ほ近時「時局問題」「各種偶發時事問題」「各種流行物」等に對し、これ等に關聯せる讀物は、或は精密にして専門的學研用に偏し、或は杜撰にして其の當を得ざるもの多數に涉れる讀物に對し其の最も該切なるものを選定し、些か讀書子の圖書選定の指針たらんことを期する。

### 圖書推薦要項

#### 一、選定圖書

思想問題に關するもの。時局問題に關するもの。時事問題に關するもの。流行物に關するもの。

#### 一、宣傳方法

館内揭示、印刷物配付、圖書館報掲載、岡山市公報掲載、新聞掲載、

#### 一、宣傳時期

隨時、各種宣傳日、讀書週間、

## 第二館外事業

本館は其の位置旭水河畔、高燥閑雅なる地に存在し、最も讀書に適してゐるが、稍々市の東部に偏したるやの感がある。故に逼く全市に涉り、熱心なる讀書子の全部登館を期待することの出来ないことを遺憾とする。此れ等幾多熱心なる讀書子に對し、些の不滿なからしめんが爲めには、只に對内的館内閱覽のみをもつて満足すべきではない。進んでは對外的館外閱覽の便法を作り、此れが缺陷を補填し、此れ等讀書子の讀書慾を満たし圖書館利用の途を開拓するは、現下最も緊急のことである。大正八年圖書携出現程を、大正十一年巡回文庫及特派文庫現程を、大正十一年岡山婦人讀書會を組織し持廻文庫を設け、館外閱覽に對しては、本館全力の一半を傾注し、此れが開拓に努力することとした。特に個人閱覽に對しては、深甚なる注意と精進の努力とを致し閱覽圖書の範圍を擴張し、携出法を至便にし、閱覽期日を短縮して圖書利用の機運を促進せんとした。文庫は小兒より大人に至るまで、各種階級と種類とに依りて區別し、其の閱覽方法は全部管理者に一任し、何等の拘束をも加へず、凡ては自由開放主義に依ることとしてゐる。殊に婦人に對しては、岡山婦人讀書會を組織し、毎週一回、會員の自宅に配本するの便法を講じ、讀書趣味普及に努めることとした。

#### 一、文庫

讀書趣味の涵養に努め、圖書館利用の途を開拓して事業の普及發達を期し、社會教化の上に資し、而して時代に順應せんが爲め派出文庫を設置した。本文庫は恰も血液の心臓より全身を循環するが如く、大營養分を有する圖書は全市を循環し、全市民はこれに依りて各自の心神を培養し、圖書館設置の恩恵に均霑し得るもので、



其の種類を挙げれば左の通りである。

### 理髮文庫

「時は金、理髮待つ間も本を読み」理髮待つ其の間の讀書、本文庫によりて僅少の時間をも徒費することなく自己の修養に努め、思想の向上を計り、時代の進運に遅れざらんことを期せねばならぬ。本文庫は巡回制度により、市内主要なる理髮店の希望に應じ、何時にてもこれを派出する。文庫は常に店頭に設置し、理髮者は希望により自由に閲覽することを得。一文庫の藏書冊数は十五冊乃至二十冊で、毎月一回順次取替へることとし、現在派出文庫數、男理髮館四十二、女理髮館八、計五十。

### 兒童文庫

小學兒童の圖書館利用の時間は、或る一定時に局限され、且つ遠隔なる地方の兒童は、自然これが利用に不便を感じるこの大なる遺憾とする。市の東部に偏在せる本館は、これを利用せる小學校は、僅々數校に限られたるやの感がある。此の現状に鑑み、全市兒童をしてこれが利用につき普遍的ならしめ、圖書館設置の恩恵に均霑せしむべく本文庫を派出することとした。本文庫の圖書は、只に學校内にて閲覽し得るばかりではない希望の圖書は管理者の許諾を得、家庭に携出閲覽し得る便法をも講じてゐる。本文庫は派出制度により、管理は全部學校に委任することとしてゐる。一文庫藏書冊数は三十冊乃至四十冊で、閲覽期間は別にこれを定めず、各學校の任意とし、請求に應じ隨時取替へることとしてゐる。尙ほ本文庫の派出は、小學校のみに限定せず、市内各町子供會にも派出し、普く本文庫利用の途を拓かんことに努めてゐる。現在派出文庫數は、小學校七、子供會十四、計二十一。

### 御成婚記念文庫

本文庫は大正十三年皇太子殿下の御成婚を記念するが爲めに設置したもので、市内青年會、壯年會、婦人會の各種團體に限り、無料にて貸與するものである。會員は其の會管理者の許諾を得、各自家庭に持ち歸り、自由に閲覽することとしてゐる。一文庫の藏書冊數三十冊乃至四十冊で、隔月一回これを取替へ、圖書の運轉をして可成迅速ならしめんとする。現在派出文庫數、青年會十八、壯年會二十四、婦人會六、計四十八。

### 特派文庫

本文庫は諸官衙、銀行、會社、其他多數人の集合せる場所へ特派するもので、閲覽は無料で、管理者の許諾を得て、自宅閲覽の便を認めてゐる。目下派出せるものの中、紡績會社、裁判所陪審員宿舎、專賣局等は、閲覽成績最も優良にして、常に歓迎せられ、累次的發展の好況を呈してゐる。一文庫の藏書冊数は三十冊乃至四十冊で、閲覽済の上は隨時取替へることとしてゐる。現在派出文庫數十九。

### 一、岡山婦人讀書會

社會の文化は日月と共に推移し、此れが長足の進歩を見るに至つた。特にこの進運に伴ひ、我が國婦人の家庭的に、生活的に、社會的に覺醒しつつある氣運は實に著しきものがある。此の秋に當り、高尚なる趣味と健全なる圖書を一般家庭と社會とに注入して、思想の穩健と向上とを計るは現下の喫緊事である。由來我が國の習慣として、婦人は家庭以外の場所にて讀書することは困難なる状態にあるので、此れ等の事情に鑑み、茲に岡山婦人讀書會を組織するに至つた。本會は毎週一回會員の家庭に各種の圖書を配達し、居ながら讀書するの利



便を得しめ、婦人に對する讀書趣味の養成と思想の向上發達とを期し、一方圖書館の普及發達に努め、本館藏書利用の途を拓き、全市をして圖書館化せんことを期するものである。本會は大正十一年一月十日の創立で、目下會員三百八十四人、貸附圖書冊數實に九百十八冊の多數に上つてゐる。會長には坂本鶴子女史を推し、以下幹事、評議員、事務員若干名にて會務を處理し、逐年累進的不斷の活動を續けて、本會の目的に向つて進んでゐる。本會には年二回機關雜誌を發行し、會員と本會の聯絡、會員相互の親睦、學術に關する研究發表を爲し、本會の發展に資せんとしてゐる。

### 三、圖書貸出

#### 個人貸出

本會が主力を傾注せる館外閱覽中、特に個人貸出につきては、借覽者の便利を計ることに注意した。圖書の携出及返還手續、期間、種類等も本館所定の圖書携出規程によること勿論なるも、特別の事情あるものに對しては、適宜便法を講ずることとしてゐる。携出手續は簡易を旨とし、携出毎に要する複雑なる借用証制度を廢し「カード」式により、繼續使用の出來得るやう注意した。期間満了後、連續借覽の場合の如き、別に形式的圖書の返還を要求せず、口頭、書面、電話等、適宜届出の上、これを承認することとしてゐる。要するに本館は其の位置偏在し、登館に多大の不便を感じる爲め、借覽手續上に要する時間を空費せざるやう、務めて讀者の利便を計ることとしてゐる。本携出は料金一ヶ年有効金壹圓、一回の貸出冊數三冊以内、期間を十日乃至二十日以内とする。

#### 團體貸出

團體貸出は本市内にありて「會社」「六人以上の使用人を有する店舗」「十人以上の團體で、其の一人が直接國稅參圓以上を納むるもの」「青年會、壯年會、婦人會等修養を目的とせる團體」へ料金一ヶ年有効金五圓に貸出するもので、貸出冊數は二十冊以内とする。但し同一團體にて特許証數枚を請求することが出来る。貸出期間は、個人貸出と別に變りはない。

## 第五章 事業成績

### 第一 館内閱覽狀況

館内閱覽人員、閱覽冊數の狀況は、別表の通りであるが、前述の通り本館は、其の位置稍々市の東部に偏せるを以て、登館者も従つて或る一部に限定されたるやの憾がある。則ち毎日の登館者は、旭東一帶、岡南及内山下方面に限られ、多數といふ事は出來ぬ。昭和四年度の閱覽延人員十二万三千八百三十八人、一日平均三百五十六人を算し、これを開館當初に比すれば、約二百人以上の増加を示してゐる。特に各年度、累進的に其の數を増加せることは、誠に欣ぶべき現象である。閱覽冊數は昭和四年度延二十四万三千九百六十九冊、一日平均七百一冊で、種類別に擧ぐれば、文學語學第一位を占め、總記雜書、美術諸藝これに次ぎ、哲學宗教、數學醫學亦相當に閲讀されてゐる。これを開館當初に比するに、約數倍の増加を見、漸次に利用、閲讀されんとする



の好傾向を示してゐる。

### 第二 館外閲覧状況

本館の経営方針として、館外閲覧に重きを置き、本制度の設置以來、凡ての方法を講じ、これが成績の向上に努めたる結果、短日月の間、其の成績大に見るべきものがあり、躍進的發展の跡、歴然として著はる。昭和四年度閲覧延人員三十三万八千八百十二人、一日平均九百七十四人、閲覧延冊數百壹万壹千七百八十八冊、一日平均二千九百七冊を算し、これを本制度設置當初に比するに、閲覧人員約三百四十倍、閲覧冊數約三百七十倍といふ驚くべき激増を見るに至つた。特に注目すべきは、婦人の閲覧状況で、個人館外閲覧人員延十九万四千四十一人中、婦人の閲覧者延十五万九千五百八十二人で、其約八割の多數を占め、最近市内家庭婦人の讀書に對する熱意の、如何に旺盛なるかを窺ふことが出来る。文庫の貸出數は、理髮文庫男四十二、女八、計五十、兒童文庫小學校七、子供會十四、計二十一、御成婚記念文庫青年會十八、壯年會二十四、婦人會六、計四十八特派文庫十九、總計百三十八を算し、貸與希望者の漸次増加せんとするの傾向を見る。岡山婦人讀書會は、大正十一年設置以來、一般讀書子の多大なる歓迎を受け、逐年會員を増加し其の閲覧成績も亦大に見るべきものがあり、時に一盛一衰のあることは免れないが、年と共に益々健全なる發達を遂げ、順調なる發育性を有してゐることを歡ぶ。要するに個人貸出、団体貸出ともに、各種の便法を講じ、これが獎勵に努力してゐるが、本館の位置、其のものが地理的不利なるに於て、本館の期待に添ひ得ぬことを遺憾とする。然し借覽者の漸次増加しつつある現狀に對し、多大の期待をもつものである。

### 第三 閲覧成績

#### 一、各年度閲覧人員

種別	年度		學生		教員		官吏		軍人	
	館内	館外	計	館内	館外	計	館内	館外	計	館内
大正	一、二七四	二、一七三	一、二七四	二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二、一七三	三、一七三	二、一七三	三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三、一七三	四、一七三	三、一七三	四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四、一七三	五、一七三	四、一七三	五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五、一七三	六、一七三	五、一七三	六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六、一七三	七、一七三	六、一七三	七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七、一七三	八、一七三	七、一七三	八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八、一七三	九、一七三	八、一七三	九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九、一七三	一〇、一七三	九、一七三	一〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一〇、一七三	一一、一七三	一〇、一七三	一一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一一、一七三	一二、一七三	一一、一七三	一二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一二、一七三	一三、一七三	一二、一七三	一三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一三、一七三	一四、一七三	一三、一七三	一四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一四、一七三	一五、一七三	一四、一七三	一五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一五、一七三	一六、一七三	一五、一七三	一六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一六、一七三	一七、一七三	一六、一七三	一七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一七、一七三	一八、一七三	一七、一七三	一八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一八、一七三	一九、一七三	一八、一七三	一九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	一九、一七三	二〇、一七三	一九、一七三	二〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二〇、一七三	二一、一七三	二〇、一七三	二一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二一、一七三	二二、一七三	二一、一七三	二二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二二、一七三	二三、一七三	二二、一七三	二三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二三、一七三	二四、一七三	二三、一七三	二四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二四、一七三	二五、一七三	二四、一七三	二五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二五、一七三	二六、一七三	二五、一七三	二六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二六、一七三	二七、一七三	二六、一七三	二七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二七、一七三	二八、一七三	二七、一七三	二八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二八、一七三	二九、一七三	二八、一七三	二九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	二九、一七三	三〇、一七三	二九、一七三	三〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三〇、一七三	三一、一七三	三〇、一七三	三一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三一、一七三	三二、一七三	三一、一七三	三二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三二、一七三	三三、一七三	三二、一七三	三三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三三、一七三	三四、一七三	三三、一七三	三四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三四、一七三	三五、一七三	三四、一七三	三五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三五、一七三	三六、一七三	三五、一七三	三六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三六、一七三	三七、一七三	三六、一七三	三七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三七、一七三	三八、一七三	三七、一七三	三八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三八、一七三	三九、一七三	三八、一七三	三九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	三九、一七三	四〇、一七三	三九、一七三	四〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四〇、一七三	四一、一七三	四〇、一七三	四一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四一、一七三	四二、一七三	四一、一七三	四二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四二、一七三	四三、一七三	四二、一七三	四三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四三、一七三	四四、一七三	四三、一七三	四四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四四、一七三	四五、一七三	四四、一七三	四五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四五、一七三	四六、一七三	四五、一七三	四六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四六、一七三	四七、一七三	四六、一七三	四七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四七、一七三	四八、一七三	四七、一七三	四八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四八、一七三	四九、一七三	四八、一七三	四九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	四九、一七三	五〇、一七三	四九、一七三	五〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五〇、一七三	五一、一七三	五〇、一七三	五一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五一、一七三	五二、一七三	五一、一七三	五二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五二、一七三	五三、一七三	五二、一七三	五三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五三、一七三	五四、一七三	五三、一七三	五四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五四、一七三	五五、一七三	五四、一七三	五五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五五、一七三	五六、一七三	五五、一七三	五六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五六、一七三	五七、一七三	五六、一七三	五七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五七、一七三	五八、一七三	五七、一七三	五八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五八、一七三	五九、一七三	五八、一七三	五九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	五九、一七三	六〇、一七三	五九、一七三	六〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六〇、一七三	六一、一七三	六〇、一七三	六一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六一、一七三	六二、一七三	六一、一七三	六二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六二、一七三	六三、一七三	六二、一七三	六三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六三、一七三	六四、一七三	六三、一七三	六四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六四、一七三	六五、一七三	六四、一七三	六五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六五、一七三	六六、一七三	六五、一七三	六六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六六、一七三	六七、一七三	六六、一七三	六七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六七、一七三	六八、一七三	六七、一七三	六八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六八、一七三	六九、一七三	六八、一七三	六九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	六九、一七三	七〇、一七三	六九、一七三	七〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七〇、一七三	七一、一七三	七〇、一七三	七一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七一、一七三	七二、一七三	七一、一七三	七二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七二、一七三	七三、一七三	七二、一七三	七三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七三、一七三	七四、一七三	七三、一七三	七四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七四、一七三	七五、一七三	七四、一七三	七五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七五、一七三	七六、一七三	七五、一七三	七六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七六、一七三	七七、一七三	七六、一七三	七七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七七、一七三	七八、一七三	七七、一七三	七八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七八、一七三	七九、一七三	七八、一七三	七九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	七九、一七三	八〇、一七三	七九、一七三	八〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八〇、一七三	八一、一七三	八〇、一七三	八一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八一、一七三	八二、一七三	八一、一七三	八二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八二、一七三	八三、一七三	八二、一七三	八三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八三、一七三	八四、一七三	八三、一七三	八四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八四、一七三	八五、一七三	八四、一七三	八五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八五、一七三	八六、一七三	八五、一七三	八六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八六、一七三	八七、一七三	八六、一七三	八七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八七、一七三	八八、一七三	八七、一七三	八八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八八、一七三	八九、一七三	八八、一七三	八九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	八九、一七三	九〇、一七三	八九、一七三	九〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九〇、一七三	九一、一七三	九〇、一七三	九一、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九一、一七三	九二、一七三	九一、一七三	九二、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九二、一七三	九三、一七三	九二、一七三	九三、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九三、一七三	九四、一七三	九三、一七三	九四、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九四、一七三	九五、一七三	九四、一七三	九五、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九五、一七三	九六、一七三	九五、一七三	九六、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九六、一七三	九七、一七三	九六、一七三	九七、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九七、一七三	九八、一七三	九七、一七三	九八、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九八、一七三	九九、一七三	九八、一七三	九九、一七三	二七	二七	八	八	一	一
大正	九九、一七三	一〇〇、一七三	九九、一七三	一〇〇、一七三	二七	二七	八	八	一	一



實業	女子		兒童		其他		合計
	館內	館外	館內	館外	館內	館外	
二四三	二四三	二四三	二,五六〇	二,五六〇	一六五	一六五	四,四六八
二,五三四	二,五三四	二,五三四	一四,八七四	一四,八七四	二,八〇三	二,八〇三	三三,一〇〇
二,三七四	二,三七四	二,三七四	一〇,九八〇	一〇,九八〇	三,二〇三	三,二〇三	二八,七七一
四,八七〇	四,八七〇	四,八七〇	一〇,四九三	一〇,四九三	五,四六九	五,四六九	四〇,一六三
五,四九四	五,四九四	五,四九四	九,八六六	九,八六六	六,三二九	六,三二九	七三,四八三
一一,五〇七	一一,五〇七	一一,五〇七	一二,九〇四	一二,九〇四	二,三九九〇	二,三九九〇	二九,六七七
八,六三五	八,六三五	八,六三五	八,四六一	八,四六一	一,八七五	一,八七五	二〇,二五〇
二〇,六六一	二〇,六六一	二〇,六六一	九,三六六	九,三六六	一,九一七	一,九一七	二二,二八三
四三,〇九三	四三,〇九三	四三,〇九三	一六,九八八	一六,九八八	三,一九五	三,一九五	二〇,一八三
二二,九七一	二二,九七一	二二,九七一	二五,五五二	二五,五五二	四,一七八	四,一七八	三〇,七三〇
二〇,四六六	二〇,四六六	二〇,四六六	二七,七四六	二七,七四六	四,八八三	四,八八三	三二,六三〇
三〇,三六六	三〇,三六六	三〇,三六六	二八,五九九	二八,五九九	三,〇八七	三,〇八七	三一,六五五
一六,三〇五	一六,三〇五	一六,三〇五	二九,〇二六	二九,〇二六	四,四三二	四,四三二	三三,八五八
三六,八一一	三六,八一一	三六,八一一	三三,四八四	三三,四八四	五,〇八七	五,〇八七	三九,五七一
三〇,三六六	三〇,三六六	三〇,三六六	二九,〇二六	二九,〇二六	四,四三二	四,四三二	三三,八五八
一六,三〇五	一六,三〇五	一六,三〇五	二九,〇二六	二九,〇二六	四,四三二	四,四三二	三三,八五八

一日平均	二四八	一〇〇	八七	一二二	二四五	九七六	八九六	一,二六六	一,七三四	一,六〇〇	一,二三四	一,二八六
------	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------

一、各年度圖書閱覽冊數

種別	年度	總記		宗教		文學	
		館內	館外	館內	館外	館內	館外
大正七年	五七九	五七九	二,二七九	二,二七九	二,二七九	一,〇七四	一,〇七四
大正八年	二,五〇一	二,五〇一	二,七九四	四	二,八三六	六二	一〇,四四六
大正九年	一,四五二	一,四五二	二,二七九	二,三〇〇	二,五〇九	八六三	九,二五六
大正十年	三〇,二二六	三〇,二二六	四,〇四四	三三八	四,三八二	一,一〇六	二二,一七六
大正十一年	三七,八五三	三七,八五三	三,五七五	四,〇九〇	七,六六五	九,〇七九	一八,四〇七
大正十二年	六三,〇〇二	六三,〇〇二	四七,七六〇	五九五	六五,三三三	一三,一五	二八,三七六
大正十三年	四八,一八八	四八,一八八	五九,七八五	二,三五五	六四,七八八	六,六七〇	二五,五二七
大正十四年	七九,三二二	七九,三二二	八八,五三三	四,六一二	九三,一四四	二五,四四二	二四,八〇五
昭和元年	八九,五三三	八九,五三三	九三,五九八	九,一四三	一〇二,七四二	一六,三三三	四四,九四四
昭和二年	五八,五八四	五八,五八四	八九,四二二	一,一五〇	九〇,五七二	一六,四四二	四四,六六六
昭和三年	六四,二〇七	六四,二〇七	八八,〇九五	一一,九三五	一〇〇,一四〇	一五,八二四	四四,九四四
昭和四年	五四,六五五	五四,六五五	六一,七四八	一〇,五三九	六二,〇三〇	一五,一五二	四四,九四四



一日平均	美術家			少年圖書			合計		
	館內	館外	計	館內	館外	計	館內	館外	計
二四五	二四五	二四五	二四五	三、九八五	六	三、九八五	六、九四三	二三八	六、九四三
一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、一九七	六	三、一九七	六、九四三	二三八	六、九四三
二、〇四二	二、〇四二	二、〇四二	二、〇四二	三、七五九	九四	三、七五九	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
二、六九五	二、六九五	二、六九五	二、六九五	三、一五八	八五	三、一五八	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
一、八二六	一、八二六	一、八二六	一、八二六	三、四八三	八五	三、四八三	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
二、六九八	二、六九八	二、六九八	二、六九八	三、一五八	八五	三、一五八	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
一、二八九	一、二八九	一、二八九	一、二八九	三、四八三	八五	三、四八三	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	三、一五八	八五	三、一五八	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
四、三〇五	四、三〇五	四、三〇五	四、三〇五	三、四八三	八五	三、四八三	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六	三、一五八	八五	三、一五八	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
九、八二六	九、八二六	九、八二六	九、八二六	三、四八三	八五	三、四八三	六、九四三	二、〇七七	六、九四三
一四、六八四	一四、六八四	一四、六八四	一四、六八四	三、一五八	八五	三、一五八	六、九四三	二、〇七七	六、九四三

兵工	醫學	理學	經濟	法製	產業			歷史地理		
					計	館外	館內	計	館外	館內
一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九
一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九
二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八	二、四二八
七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二	七、三三二
一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二	一四、一四二
一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、三五〇
一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五	一一、〇五五
一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九	一三、〇七九
三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八	三、五四八



第六章 雜

第一 寄附者芳名

一、本館建築費

金一二、九二八圓

山本唯三郎氏

二、開館準備費

金五、〇〇〇圓  
金一、〇〇〇圓

山本唯三郎氏  
某氏

一、特設文庫設置費

金一、〇〇〇圓

伊原木藻平氏

一、高橋文庫設置費

金二、〇〇〇圓  
金一、〇〇〇圓

大原孫三郎氏  
小野善吉氏  
岡崎增太郎氏  
伊原木藻平氏

金五〇〇圓 塚本芳五郎氏  
金五〇〇圓 黑正清吉氏  
金三〇〇圓 山上岩二氏  
金二〇〇圓 服部重藏氏  
金一〇〇圓 三宅力松氏

金五〇〇圓 豐崎卯三郎氏  
金三〇〇圓 尾谷半三郎氏  
金二〇〇圓 國富友次郎氏  
金一〇〇圓 大森馬之氏  
金一〇〇圓 木原通一氏

一、皇孫殿下御降誕記念文庫設置費

金四九、二〇錢  
金三一、五〇錢

有志者 七名

岡山婦人讀書會員二百六十七名

一、圖書寄贈

圖書八十六冊  
(此代金一五一、九〇錢)

私立岡山縣婦人會  
代表 山根夏氏

一、故山田貞芳氏所藏山田文庫

圖書三千五百四十冊  
(此見積價格一、一七五、八一錢)

公森太郎氏



附

錄

一、圖 書 館 令

二、圖 書 館 令 施 行 規 則

三、公 立 圖 書 館 職 員 令



圖書館令

明治三十二年十一月十一日勅令第四二九號  
明治三十九年十月十一日勅令第二七四號  
明治四十三年六月勅令第二七八號  
大正十一年七月勅令第三三六號  
改正

- 第一條 北海道廳府縣郡市町村(北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム)ニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供センカ爲メ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第二條 明治二十六年勅令第三十三號ノ規程ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス
- 第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣其ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ開申スヘシ
- 第六條 公立圖書館ニ於テハ圖書閱覽料ヲ徵集スルコトヲ得



### 圖書館令施行規則

〔明治四十三年六月三十日〕  
〔文部省令第一八號〕

第一條 圖書館第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニアリテハ文部大臣其ノ他ノ公立圖書館ニアリテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一、名 稱

二、位 置

三、經費及維持法

四、敷地建物ノ坪數及圖面

五、開館年月日

六、館 則

私立圖書館ニアリテハ設立者ヨリ前項ノ事項ヲ地方長官ニ開申スヘシ

第二條 名稱位置敷地建物又ハ館則ノ變更ハ道府縣立圖書館ニアリテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニアリテハ地方長官ニ開申スヘシ

第三條 道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ每會計年度開始前ニ開申スヘシ

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

明治三十九年文部省令第十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 公立圖書館職員令

〔大正十年七月二十日〕  
〔勅令第三三六號〕

第一條 公立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク  
館長 司書 書記

第二條 館長ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス  
司書ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理保存及閱覽ニ關スル事務ヲ掌ル  
書記ハ判任官ノ待遇トス館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三條 委任官待遇ノ館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ル資格ヲ有スル者

二、學位ヲ有スル者又ハ大學令ニ依ル大學ノ學部若クハ帝國大學文科大學ヲ卒業シ學士ト稱スル

コトヲ得ル者

三、專門學校高等學校高等科大學令ニ依ル大學ノ豫科又ハ高等學校大學豫科ヲ卒業シ二年以上判

任官待遇以上ノ職ニアリテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ從事シタル者

四、五年以上判任官待遇以上ノ職ニアリテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ從事シ月額八拾圓以上ノ

俸給ヲ受ケタル者

五、圖書ニ關シ特別ノ學職經驗アル者ニシテ高等試驗委員ノ詮衡ヲ經タル者

第四條 判任官待遇ノ館長司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一、文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二、前條第二號乃至第五號ニ該當スル者



- 三、三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者
- 四、圖書ニ關シ學識經驗アルモノニシテ普通試験委員ノ詮衡ヲ經タル者
- 第五條 奏任官待遇職員ノ任免ノ奏請宣告ハ奏任官ノ例ニ依リ判任官待遇ノ職員ノ任免ハ判任官ノ例ニ依ル
- 第六條 奏任官待遇職員ノ待遇相當官等ハ館長ニアリテハ高等官四等以下トシ司書ニアリテハ高等官五等以下トス
- 第七條 判任官待遇職員ノ待遇相當級ハ判任官一等乃至四等トス  
文部大臣ノ指定スル圖書館ノ館長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇トナシ年額七百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得
- 第八條 高等官等俸給令第四條及第五條第一項ノ規定ハ奏任官待遇ノ公立圖書館職員ニ之ヲ準用ス他ノ官職ニアリタルモノニシテ奏任官待遇職員タル者ニ付テハ他ノ官職ニ受付ケタル待遇ハ之ヲ本令ニ依リ受ケタル待遇ト看做ス
- 第九條 公立圖書館職員ノ俸給ハ別表ニ依ル  
但シ他ノ官職ニアルトキハ俸給ヲ給セス又別表ニ掲クル最低以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得
- 第十條 公立圖書館職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 明治三十九年勅令第二百八十二號ハ之ヲ廢止ス  
 圖書館令中第六條乃至第六條ノ五及附則ヲ削リ第七條ヲ第六條トス

本令施行ノ際現ニ公立圖書館ノ館長司書又ハ書記ノ職ニアル者ハ別ニ辭令書交付ヲセラレサルト  
 キハ各從前ノ待遇及俸給ヲ以テ之ニ任セラレタルモノトス

種別	俸給	奏任官待遇	判任官待遇
一級	三、一〇〇	二、八〇〇	一、四〇〇
二級	二、八〇〇	二、六〇〇	一、三〇〇
三級	二、六〇〇	二、四〇〇	一、二〇〇
四級	二、四〇〇	二、二〇〇	一、一〇〇
五級	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
六級	二、〇〇〇	一、八〇〇	九〇〇
七級	一、八〇〇	一、六〇〇	八〇〇
八級	一、六〇〇	一、四〇〇	七〇〇
九級	一、四〇〇	一、二〇〇	六〇〇
十級	一、二〇〇	一、〇〇〇	五五〇
十一級	一、〇〇〇	九〇〇	五〇〇
十二級	一、〇〇〇	八〇〇	四五〇
十三級	一、〇〇〇	七〇〇	四〇〇
			三五〇



昭和五年六月十日印刷  
昭和五年六月十五日發行

非賣品

編輯兼  
發行者 吉岡三平

岡山縣岡山市上伊福二七四

印刷所 中桐三太郎

岡山縣岡山市仁王町一三

印刷者 中桐印刷所

岡山縣岡山市小橋町三九

發行所 市立岡山圖書館



終

終